

令和元年第416回定例会

矢吹町議会会議録

令和元年11月29日 開会

令和元年12月9日 閉会

矢吹町議会

令和元年第416回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (11月29日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
議員派遣報告	5
町政報告	5
報告の第6号の上程、説明、質疑	8
報告の第7号の上程、説明、質疑	9
承認の第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
承認の第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案の上程、説明(議案第51号～議案第65号)	11
散会の宣告	15

第 2 号 (12月2日)

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
職務のため出席した者の職氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
富永創造君	19
三村正一君	31

加藤宏樹君	45
会議時間の延長	60
安井敬博君	60
青山英樹君	76
総括質疑	90
議案・陳情の付託	91
散会の宣告	91

第 3 号 (12月9日)

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
欠席議員	93
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	94
職務のため出席した者の職氏名	94
開議の宣告	95
議事日程の報告	95
議案第51号、第52号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号の委員長報告、 質疑、討論、採決	95
議案第53号、第59号、陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	99
議案第61号、第62号、第63号、第64号、第65号の委員長報告、質疑、討論、採決	102
議案第60号の委員長報告、質疑、討論、採決	105
日程の追加	112
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
閉会中の継続調査の申出について	114
議員の派遣について	114
町長挨拶	115
閉会の宣告	115
署名議員	117

令和元年 1 1 月 2 9 日 (金曜日)

(第 1 号)

令和元年第416回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年11月29日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 報告第 6号 専決処分の報告について(専決第11号損害賠償について)
日程第 6 報告第 7号 専決処分の報告について(専決第12号損害賠償について)
日程第 7 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算(第3号))
日程第 8 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))
日程第 9 議案の上程
議案第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	富 永 創 造 君	2番	三 村 正 一 君
3番	安 井 敬 博 君	4番	加 藤 宏 樹 君
5番		6番	鈴 木 一 夫 君
7番	青 山 英 樹 君	8番	鈴 木 隆 司 君
9番	栗 崎 千 代 松 君	10番	熊 田 宏 君
11番	吉 田 伸 君	12番	藤 井 精 七 君
13番	角 田 秀 明 君	14番	大 木 義 正 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 崎 吉 郎 君	副 町 長	藤 田 忠 晴 君
教 育 長	栗 林 正 樹 君	代表監査委員	佐 藤 昇 一 君
企画総務課長	阿 部 正 人 君	まちづくり 推 進 課 長	山 野 辺 幸 徳 君
税 務 課 長	三 瓶 貴 雄 君	会計管理者兼 総 合 窓 口 課 長	小 針 良 光 君
保健福祉課長	泉 川 稔 君	産業振興課長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 豊 君
都市整備課長	福 田 和 也 君	教育次長兼 教 育 振 興 課 長	氏 家 康 孝 君
子育て支援 課 長	国 井 淳 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅 原 喜 美	副 局 長	加 藤 晋 一
--------	---------	-------	---------

◎開会の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第416回吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） これより会議を開きます。

日程に入る前に、先日の台風19号により犠牲になられた方々に心よりお悔やみを申し上げます。

また、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げますとともに、復旧作業に従事されている皆様のご安全を心よりお祈り申し上げます。

それでは会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大木義正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

8番 鈴木 隆 司 君

9番 栗 崎 千代松 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大木義正君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

報告をいたします。

第416回吹町議会定例会が本日11月29日に招集になりましたので、それに先立ちまして、11月27日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出されました日程案について議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日から12月9日までの11日間とし、会期日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日11月29日から12月9日までの11日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月29日から12月9日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（大木義正君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに議員辞職について、報告を行います。

薄葉好弘議員より令和元年11月22日に議員を辞職したいとの願い出がありました。

議会閉会中でありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により同日、議長において辞職を許可いたしましたので、会議規則第99条第2項の規定により報告いたします。

なお、議会運営委員会副委員長には、青山委員が互選されましたので、あわせて報告いたします。

次に、配付資料等について、ご説明いたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、令和元年度定期監査結果報告書、陳情書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配布してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（大木義正君） これより、例月出納検査及び令和元年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査及び令和元年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、8月分を9月26日に、9月分を10月24日に、10月分を11月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、7月1日から9月30日までの第2・四半期分を10月25日に行いました。検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして令和元年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の実施期間は、11月5日、6日、7日、8日、11日、12日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、書類等を照合審査の結果、提出資料に記載誤りあったものの、全課にわたる事務処理及び事業の執行については、おおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります。初めに経費の削減等についてであります。国、県の経済情勢は穏やかな回復基調にあるとしていますが、依然として厳しい状況にあります。こうした背景から、町の財政状況においても、地方交付税の減額のほか、第6次まちづくり総合計画の実施、財政負担として増加する社会保障関連予算、さらには老朽化する公共施設の大規模な改修や更新など、今後も大変厳しい状況が続くものと考えられますので、投資的経費の削減もさることながら、引き続き経常的経費の削減に努めていただきたいと思います。

次に、地方税等の収納向上についてであります。

厳しい財政状況の中で、収入未済額の解消は、財源確保と公平・公正を期すためにも極めて重要な課題であります。今後も継続して、適正な債権回収と滞納整理の取り組みをお願いします。

最後に、指定管理者制度における全庁的な事務の取り扱いについてであります。

行政サービスの維持・向上や事務の効率化のために導入された指定管理者制度であり、受委託者による定期的な協議がなされるなど改善が見られますが、提出資料において、数字の誤り等も見受けられましたので、今後も定期的に全庁的な連絡調整をする機会を設け、提出書式を統一するなど、業務の履行状況や事業計画の進捗実態の確認に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で、例月出納検査結果及び令和元年度定期監査結果のご報告を終わります。

○議長（大木義正君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎議員派遣報告

○議長（大木義正君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（大木義正君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

第416回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、大木議長を初め、議員の皆様には感謝を申し上げます。

また、このたびの台風第19号により亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第416回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1 ページをごらんください。

初めに、台風第19号による被害等の状況等について報告いたします。

住宅の被害につきましては、罹災証明書の申請に基づき調査した結果、11月14日現在、大規模半壊8件、半壊4件、一部損壊14件となっております。

次に、災害廃棄物の対応につきましては、三城目集落センターに災害廃棄物の仮置き場を設置し、10月14日から受け入れを開始、10月31日に閉鎖しております。今後、準備が整い次第、白河地方広域市町村圏整備組合衛生課により処理が行われ、今年度中の終了を見込んでおります。

また、床下・床上浸水の被害家屋について、伝染病等防止のため、稲わら・土砂等の撤去が完了した家屋より、床下消毒作業を実施しているところであります。

次に、支援金並びに義援金の状況につきましては、自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し支給されるものが被災者生活再建支援金であり、令和元年11月6日に福島県危機管理部災害対策課主催の説明会が開催され、基礎支援金の受付期間は、災害のあった日から13カ月間で、令和2年11月11日まで、加算支援金の受付期間は、災害のあった日から37カ月間で、令和4年11月11日までとなっております。今後、随時受け付けを行ってまいります。

また、被災された方々を支援するための災害義援金につきましては、令和元年10月25日に義援金受付口座を開設し、令和元年11月14日現在8件の申し込みとなっております。

次に、農地及び農業用施設に係る被害状況につきましては、11月14日現在、農地では、水田が354カ所、被害額8億7,900万円、畑が121カ所、3億6,900万円、合わせて12億4,800万円、農業用施設では、ため池、水路、道路、揚水機を合わせて333カ所、被害額6億3,200万円、農地と農業用施設を合わせて808カ所、被害額18億8,000万円となっております。

また、農作物では、大雨や阿武隈川が決壊したことによる、土砂や稲わらの流入により刈り取り等ができなかった水稲は約71ヘクタール、被害額約7,550万円、トマト、ブロッコリー等の園芸野菜等は約4ヘクタール、被害額約1,420万円、合わせて約75ヘクタール、約8,970万円の被害となっております。

さらに、園芸用のパイプハウス、トラクターや灌漑用水用のエンジンポンプが被害を受け、東川原地区では成牛10頭、子牛1頭、合わせて11頭の家畜被害となっております。

次に、公共土木施設に係る災害対応につきましては、10月12日から13日にかけて、24時間体制で道路パトロールや河川、施設等の見回りを行い、土砂の流出等で車の通行が困難な場所には通行どめの措置を行い、危険箇所にはバリケードを設置するなど、応急対応、安全対策を行い、道路利用者や町民の安全確保に努めてまいりました。

また、台風が通過した後は、河川の氾濫等によって道路に流木や稲わら等が流れ込み、交通の支障となりましたので、矢吹町建設協力会に協力をいただき、速やかに撤去作業を行ったところであります。

各施設につきましては、上水道施設、公共下水道施設は被害がありませんでしたが、農業集落排水施設について、三城目処理場が一部浸水したほか、陣ヶ岡地内においてマンホールポンプの計装盤が水没する被害がありました。

公園につきましては、隈戸川が増水したことにより三十三観音史跡公園の園路が被災し、通行止めとなりましたが、その他の公園については、指定管理者である地元の行政区等の協力により、早い段階で遊具等の安全確認を行ったところであります。

次に、土木施設の被害状況につきましては、11月14日時点で、道路については、阿武隈川の浸水エリアを中心に36カ所、被害額が1億2,780万円、河川については、あゆり川が13カ所、被害額が3,540万円、農業集落排水については、マンホールポンプ等2カ所、被害額が520万円、公園については、三十三観音史跡公園等の3カ所、被害額が1,440万円となっております。

現在、被害額が大きい施設等については、公共土木施設災害復旧事業の補助金を活用しながら復旧を進めているところであります。

なお、矢吹町消防団秋季検閲式の開催及び秋季火災防衛訓練・防災訓練の実施、第40回職場職域ソフトボール大会、第39回矢吹町さわやか健康マラソン大会につきましては、台風第19号の影響により開催を中止いたしました。

5ページをごらんください。

次に、矢吹町表彰式についてであります。11月22日、町文化センターにおいて令和元年度の矢吹町表彰式を開催し、多年にわたり文化財保護審議会委員並びに文化・スポーツ振興基金運営委員会委員として社会教育行政の推進に寄与されました藤田正雄様、また、多年にわたり行政区長として自治行政の推進に寄与されました佐久間和男様、佐藤悦男様、また、多年にわたり統計調査員として統計行政の推進に寄与されました鈴木廣様、また、多年にわたり行政区長並びに白河地区交通安全協会会員及び矢吹支部長として、自治行政の推進並びに交通安全の推進に寄与されました佐藤照夫様、また、多年にわたり行政区長並びに消防団員及び副団長として自治行政の推進並びに防火啓発等の推進に寄与されました故塩田常夫様、また、農業技術の研さんに励まれ、農業振興に尽力された泉川一彦様、恵子様を、功労者としてそれぞれ表彰いたしました。

また、町民特別褒賞として、スポーツ関係個人の部では、国際空手道連盟極真会館世界全極真主催第6回全日本ジュニアチャンピオンシップ高校生男子軽量級に出場した鈴木司さん、同じく小学4年生男子に出場した真壁信吾さん、同じく小学2年生男子に出場した遠藤稜久さん、第36回全日本少年軟式野球大会に出場した塩田駿斗さん、菊地陽太さん、第1回湘南藤沢カップ全国中学生ビーチバレー大会に出場した関根幸四郎さん、中島海斗さん、野崎滉さん、全農杯2019全日本卓球選手権大会ホープスの部に出場した酒井汐里さん、佐藤初興さんを表彰し、団体の部では、文部科学大臣杯争奪第22回全国小学生ティーボール選手権大会に出場した矢吹町ティーボールスポーツ少年団Aチームの皆さん、第12回春季全日本小学生男子ソフトボール大会及び第33回全日本小学生男子ソフトボール大会に出場した三神スポーツ少年団の皆さんを表彰いたしました。

また、文化コンクール関係では、第72回全日本合唱コンクール全国大会高等学校部門に出場した星美澄さん、

近内莉子さん、斎藤ローレンス英美里さん、第43回ピティナ・ピアノコンペティション全国決勝大会に出場した中野目柚芭さん、第67回統計グラフ全国コンクール第3部に出品した経悠愛さんをそれぞれ表彰いたしました。

さらに、この道一筋に技術を磨き、卓越した技能者となられ、より一層の技術の向上に努められている佐藤梯二様を現代の名工として、農業技術の研さんに努められ、地域農業の振興に尽力されております関根家一様、角田榮作様、小椋孝行様の3名を農業功労者として表彰いたしました。

ここまで、町政報告から2点を抜粋し、報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

その他19項目については、お手元に配付いたしました第416回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（大木義正君） これより、日程第5、これより報告第6号 専決処分の報告について（専決第11号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

報告第6号 専決処分の報告についてであります。専決第11号 損害賠償について、本件は、令和元年6月9日、午後11時30分ごろ、矢吹町善郷内地内において、普通自動車が町道田町大池線にある水道の仕切り弁の上を走行した際に、ふたが裏返しになっていたため車両に損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は9,480円、相手方との示談が成立しており、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年10月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

○11番（吉田 伸君） 今、町長のほうから仕切り弁の裏返しという話が出たんですけども、なぜ裏返しになるんだか、ちょっと疑問が持ち上がったもので、説明していただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは吉田議員の質問にお答えいたします。

仕切り弁がなぜ裏返ったのかということではありますが、通常ですと、仕切り弁というものは、もうきちんと密着しております。が、この仕切り弁については、ちょっと古い仕切り弁で、ふたと仕切り弁の間にすき間がちょっとありました。その部分で、走行した際に裏返ってしまって、それが段差となってパンクしてしまった状況でございます。

こちらの仕切り弁につきましては、速やかに修繕を行っております。

以上であります。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第6号 専決処分の報告について（専決第11号 損害賠償について）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（大木義正君） 日程第6、これより報告第7号 専決処分の報告について（専決第12号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明をさせていただきます。

報告第7号 専決処分の報告についてでございますが、専決第12号 損害賠償について、本件は、令和元年9月10日、午前9時30分ごろ、矢吹町八幡町地内において、職員が定住化促進八幡町住宅敷地の草刈り業務を行った際に、飛び石により駐車場内の自動車に損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は8万7,685円、相手方との示談が成立しており、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年10月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第7号 専決処分の報告について（専決第12号 損害賠償について）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第7、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号

令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第9号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億5,610万円を追加し、総額を101億6,782万2,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金1億1,950万円、繰入金2億1,337万円、町債9,200万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費を災害援護資金貸付金等により2,450万円の増額、災害復旧費を農業施設災害復旧事業等により4億2,698万円増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに農業施設災害復旧事業債を8,050万円追加するとともに、災害援護資金貸付金債を1,150万円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第8、これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を議題いたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

○町長（野崎吉郎君） それでは説明をさせていただきます。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第10号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ519万9,000円を追加し、総額を3億895万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金269万9,000円、諸収入250万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、災害復旧費を519万9,000円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第51号～議案第65号）

○議長（大木義正君） 日程第9、これより議案の上程を行います。

議案第51号から議案第65号までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第51号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例についてであります。本案は、本年6月14日に公布されました成年被後見人等の権利の制限に係る

措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、関係条例について整備を行うものであります。

本法は、成年被後見人制度の利用の促進に関する法律の基本方針に基づき、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、いわゆる欠格条項を設けている各制度について適正化を図るものであり、同法の趣旨に基づき、関係条例について文言の改正、削除等、所要の改正を一括で行うものであります。

次に、議案第52号 令和元年台風第19号における豪雨被害に係る被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例についてであります。本案は、台風第19号における豪雨災害の被災者に対し、地方税法第323条等の規定に基づき、被災者の生活再建支援策の一つとして、各税において被害の程度に応じ、被災した日以降に納期限が到来する税額について、本条例を制定し減免措置を講ずるものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行し、令和元年10月12日から適用するものであります。

次に、議案第53号 区域外道路の路線認定の承諾についてであります。本案は、天栄村で整備をした道路の一部が本町の区域内であるため、当該道路を村道路線に認定することについて、天栄村長から承諾を求められたので、道路法第8条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号 矢吹町図書館の指定管理者の指定の期間の延長についてであります。平成20年度から指定管理者制度を導入し、図書館の管理運営を行ってきたところであり、令和2年3月で指定期間が満了いたします。

現在、令和2年10月の開館に向け複合施設の建設が進められており、図書館移転に伴う事前準備及び移転後の作業について短期間で効率的に行うため、これまで図書館の管理運営を行い、蔵書内容や配架等を熟知している現在の指定管理者である特定非営利活動法人ふれっしゅ・すてーじの指定期間を令和2年9月まで6カ月延長いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定について、議案第56号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定についての2議案であります。関連しておりますので、あわせてご説明いたします。

平成20年度から指定管理者制度を導入し、文化センター及びふるさとの森芸術村の管理運営を行ってまいりました。

今回、令和2年3月で指定期間が満了することから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行い、選定委員会で選定された指定管理者候補者との協議が整いましたので、文化センター及びふるさとの森芸術村の指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町大池243番地、特定非営利活動法人地域おこし夢クラブを指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、2施設とも令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてであります。体育施設は、矢吹球場、町営相撲場、大池球場、大池キャンプ場の4施設であり、平成20年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってまいりました。

今回、令和2年3月で指定期間が満了することから、令和2年度からの指定管理者の指定について提案する

ものであります。

主な業務内容としましては、施設の維持管理及び貸し出しに伴う受付事務と鍵の貸し出しであり、指定管理者として、これまで良好な業務実績がある公益社団法人矢吹町シルバー人材センターと協定書を取り交わすことにより地域の人材活用が図られ、体育施設の安定した行政サービスの提供が期待できることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定により非公募とし、手續を進めてきたところであり、福島県西白河郡矢吹町八幡町476番地1、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを体育施設の指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定についてであります。勤労者体育施設は、勤労者体育館、町民テニスコートの2施設であり、平成20年度から指定管理制度を導入し、管理運営を行ってきたところであります。

今回、令和2年3月で指定期間が満了することから、令和2年度からの指定管理者の指定について提案するものであります。

主な業務内容としましては、施設の維持管理及び貸し出しに伴う受付事務と鍵の貸し出しであり、指定管理者として、これまで良好な業務実績がある公益社団法人矢吹町シルバー人材センターと協定書を取り交わすことにより地域の人材活用が図られ、体育施設の安定した行政サービスの提供が期待できることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定により非公募とし、手續を進めてきたところであり、福島県西白河郡矢吹町八幡町476番地1、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを勤労者体育施設の指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号 矢吹町都市公園等の指定管理者の指定についてであります。都市公園等は、公共の福祉の増進、町民の安らぎや憩いの場として設置され、都市公園とその他の公園、合わせて13の公園について指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってまいりました。

今回、中町ポケットパークを除く12の公園について令和2年3月で指定期間が満了することから、令和2年度からの指定管理者の指定について提案するものであります。

主な業務内容としましては、施設の維持管理及び使用許可であり、指定管理者としてこれまでの良好な業務実績及び地域性を考慮し、大林公園を第一区行政区、大池公園、小池公園、ひまわり公園及び三十三観音史跡公園を第二区行政区、新町公園を矢吹町第三区公園を守る会、小松公園及び赤沢中央公園を公益社団法人矢吹町シルバー人材センター、田内公園を田内行政区、三城目学校山公園及び三角点公園を三城目行政区、神田公園を神田行政区と協定書を取り交わすことにより、安定した行政サービスの提供が期待できることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定により非公募とし、それぞれ指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とし、地方自治法第

244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億9,873万5,000円を追加し、総額を106億6,655万7,000円とするとともに、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税1,637万8,000円、地方交付税1億5,671万3,000円、国庫支出金1億2,515万9,000円、県支出金2,074万円、繰入金3,820万円、町債1億4,060万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が地域集会所整備事業等により1,834万3,000円の増額、民生費が保育園業務運営事業等により7,666万1,000円の増額、農林水産業費が産地パワーアップ事業等により1,205万4,000円の増額、商工費が企業誘致促進事業等により1,254万9,000円の増額、土木費が町道管理事業等により1,800万2,000円の増額、教育費が複合施設管理運営事業等により1億4,991万5,000円の増額、災害復旧費が台風被害にかかる土木施設災害復旧事業等により2億1,040万円増額するものであります。

次に、債務負担行為補正の内容につきましては、矢吹町図書館の指定管理料について、期間を延長し、限度額1,135万2,000円、矢吹町体育施設の指定管理料について限度額4,000円、矢吹町勤労者体育施設の指定管理料について限度額3,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに土地改良施設復旧事業債を160万円、公共土木施設災害復旧事業債を1億350万円、体育施設管理事業債を100万円、複合施設管理事業債を2,720万円追加するとともに、地域集会所整備事業債を730万円増額するものであります。

次に、議案第61号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ31万4,000円を追加し、総額を18億7,948万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金31万4,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費31万4,000円を増額するものであります。

次に、議案第62号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ100万円を追加し、総額を3億995万2,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、町債100万円を増額するものであります。

歳出の内容は、事業費100万円を増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、農業集落排水事業債を100万円増額するものであります。

次に、議案第63号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,129万2,000円を追加し、総額を15億720万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料1,188万7,000円、国庫支出金1,158万1,000円、支払基金交付金1,361万8,000円、県負担金704万3,000円、繰入金716万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費86万円、保険給付費4,607万2,000円、地域支援事業費436万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第64号 令和元年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ349万6,000円を追加し、総額を1億7,767万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料339万8,000円、繰越金29万5,000円をそれぞれ増額し、諸収入19万7,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金369万3,000円を増額し、諸支出金19万7,000円を減額するものであります。

次に、議案第65号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の額に270万円を増額し、収入予算総額を4億6,85万5,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、営業収益140万円、営業外収益130万円を増額するものであります。

また、収益的支出につきましては、既定の額に317万5,000円を増額し、支出予算総額を4億3,617万6,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、営業費用317万5,000円を増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（大木義正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議会広報用の写真撮影を行いますので、玄関前にお集まりください。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時54分）

令和元年 1 2 月 2 日 (月曜日)

(第 2 号)

令和元年第416回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年12月2日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
陳情第7号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(12名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番				6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	鈴木	隆司	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	熊田	宏	君
12番	藤井	精七	君	13番	角田	秀明	君
14番	大木	義正	君				

欠席議員(1名)

11番 吉田 伸 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野崎 吉郎 君 副町長 藤田 忠晴 君

教育長 栗林 正樹 君 企画総務課長 阿部 正人 君

まちづくり
推進課長 山野辺 幸徳 君 税務課長 三瓶 貴雄 君

会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君	保健福祉課長	泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐 藤 豊 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
教育次長兼 教育振興課長	氏 家 康 孝 君	子育て支援 課 長	国 井 淳 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅 原 喜 美	副 局 長	加 藤 晋 一
--------	---------	-------	---------

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、吉田伸君より、本日都合により欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（大木義正君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間について確認させていただきます。

一般質問は、再質問より一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、答弁を含め60分以内であります。

制限時間3分前には予鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いします。

また、60分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻るようになります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 富 永 創 造 君

○議長（大木義正君） 通告1番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆様、おはようございます。

きょう傍聴にいらしている皆さん、おはようございます。そして、傍聴ありがとうございます。

質問に先立ちまして、このたび台風19号により亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆様のお見舞いを申し上げたいと思います。

では、通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項、3つほど。防災対策について、教育振興対策について、公害対策についてであります。

まず最初に、防災対策について3つほど。

2011年の東日本大震災、そして今回の大雨台風19号による洪水災害と、この10年間で2度にわたって甚大な災害を我々は体験しました。さらに、これまでの34年間で3度、大雨による阿武隈川、隈戸川の氾濫被害をもたらしております。こうした災害に対する対応にはハード面とソフト面があると思います。ハード面は、災

害後に急ぎ取り組むインフラ関連の土木工事や建物の復旧、一方、ソフト面はこれからの防災・減災のための対応です。

今後、このソフト面への早急の取り組みも必要かつ重要であると考えます。といいますのも、時として災害が起こっても喉元過ぎれば熱さを忘れる、苦しい経験も過ぎ去ってしまえば、その苦しさを忘れてしまいがちです。それゆえ、まだまだ冷めやらぬ今だから、早い検証を踏まえたソフト面への取り組みを確認し、促したく、次の3つの質問をいたします。

1、12日から13日にかけて県内に接近すると見られる大型で非常に強い台風19号は、県内に大雨や暴風をもたらすと予想され、警戒を呼びかけていました。12日の午後3時には、福島県は災害対策本部を設置、同夕刻に気象庁は大雨特別警報を発表しました。本町は、12日午後8時半に災害対策本部が設置されました。それから4時間後、東川原地区を流れる阿武隈川の堤防決壊、水や流木が民家に迫るのを感じたと避難者が語っています。こうした初期段階における、本町の対応に関する検証結果についての見解をお伺いいたします。

質問2、今回の災害から、今後の防災・減災を考える上で、防災ハザードマップの見直しを早急に進める必要があると思いますが、その考えはあるのか、お伺いいたします。

質問3、児童生徒への防災教育への取り組みはどのように実施されているのか。

続いて、質問事項、教員振興対策についてであります。

質問1、子供を守る、子育てに悩む保護者を支援するために、11月を児童虐待防止推進月間として広報やぶきにも啓発内容が載っていましたが、この推進月間に当たり、子供たちやその保護者、教職員への児童虐待防止に向けた取り組みは重要であり、いい機会でもあると思うが、教育長の見解をお尋ねいたします。

質問2、本町の児童生徒の中には、普通授業になじめない、ついていけない子がいる現状であり、そうした児童生徒のための支援として学校支援員が配置されております。とりわけ、中学校では現在2名ほどの支援員の確保をされているとのことですが、個々の生徒に寄り添うために支援員をふやす考えはありますか。

質問3、教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書が令和元年6月議会で提出が決定されておりますが、学校における働き方改革の視点から、長時間過密労働の解消に対する本町の考えをお伺いいたします。

質問事項3、公害対策についてであります。

本町南町地内で大規模な太陽光発電所建設工事が来年12月15日まで予定されておりますが、台風による同地内山林からの土砂崩れによる道路封鎖、岩盤除去による騒音と振動による近隣住民への生活環境への影響が出てきております。具体的な対策が求められますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上であります。よろしくお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には、大変ご苦勞さまでございます。

それでは答弁をさせていただきます。

1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、本町の初期段階における対応に関する検証結果の見解についてのおただしであります。本年10月12日から13日にかけて大型で非常に強い台風第19号が上陸し、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な豪雨災害が発生し、本町においても阿武隈川を初めとした河川の水位が急激に上昇し、堤防決壊、洪水氾濫により低地浸水が発生し、甚大な被害をもたらしました。

今回上陸しました台風第19号については、非常に勢力が強いことがテレビのニュースや新聞で報道されていることから、町では、事前の対応として10月10日から11日にかけて、町民へ向けて防災無線で台風接近による大雨と強風を伝え、暴風対策や非常用品の準備を呼びかけ、注意喚起を行い、台風に備えました。台風第19号が上陸する前日の11日午後4時には臨時課長会議を開催し、気象情報の共有と翌日正午の避難所開設を確認いたしました。翌12日午前9時には避難所運営に係る職員を参集し、避難所開設のための備蓄資機材等の搬入作業を行い、正午には、暴風警報や大雨警報が発表される前に、保健福祉センター、中畑公民館、三神公民館の町内3カ所に避難所を開設したところであります。

なお、各避難所における避難者数は、保健福祉センターに13世帯20名、中畑公民館に2世帯7名、三神公民館に19世帯48名、合計で34世帯75名でありました。事前の防災無線による呼びかけやホームページ、フェイスブックや消防団の呼びかけが避難を促し、多くの方が自主的に避難したことがうかがえます。

同日午後3時16分には大雨警報、午後3時48分には洪水警報が発表され、阿武隈川の河川氾濫の危険性が高まってきたため、矢吹町消防団においては、低地浸水の危険性がある陣ヶ岡地区、東川原地区、中沖地区、谷中地区、明新地区の住民へ直接避難の呼びかけを行い、避難誘導に努めていただきました。

午後7時28分には避難勧告に当たる土砂災害警戒情報が発表されたため、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域、三城目地区、明新地区、平鉢地区、舘沢地区の住民に対して、同様に避難を促したところであります。

本町の災害対策本部設置の経過につきましては、防災担当課のまちづくり推進課を中心に、職員が役場に待機し、矢吹町地域防災計画における阿武隈川の避難判断の目安となる玉城橋の水位の動向を随時注視し、午後6時には4.27メートルに達し、避難判断水位である5.2メートルを上回ることが予測され、今後の気象情報や雨量情報と雨量時間、河川の水位が時間ごとに上昇するペースが速くなっていることから、氾濫危険水位である6.1メートル、さらには河川氾濫が発生する7.5メートルに到達すると見込み、氾濫注意水位である4.8メートルに満たない段階で午後6時30分に災害対策本部の設置を決定し、午後8時半に災害対策本部会議を開催いたしました。

災害対策本部の会議においては、台風第19号における河川洪水警報や土砂災害警戒情報の経過、玉城橋の水位経過と今後の見込み、阿武隈川沿川及び土砂災害警戒区域の避難対象勧告世帯の確認、現時点における避難所の収容状況、被害状況、通行どめ情報を共有し、その後のパトロール等の対応について協議をしております。

午後10時には、避難指示に当たる大雨特別警報が発表され、低地浸水の危険性がある地域住民及び土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域の地域の住民に対し、再度、矢吹町消防団により避難誘導の呼びかけを強く行っていただきました。なお、矢吹町消防団、区長、町職員は夜を徹して即応体制としておりました。

翌13日には、その後も大雨が予想されることや、阿武隈川の堤防が決壊している状況にあること、再び低地浸水のおそれが予測されることから、本町から国へ支援を要請し、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事

務所より、緊急災害対策派遣隊、テック・ホースが派遣され、阿武隈川の堤防決壊箇所をリアルタイムでテレビにより確認できるよう、衛星通信による定点カメラの設置及び災害対応の相談業務や情報提供等の対応をしていただきました。

その後の10月18日から19日、10月25日から26日にかけての大雨の対応につきましても、台風第19号のときと同様に早目の対応に当たり、速やかに避難所を町内3カ所に開設するとともに、住民に対し避難所への自主避難を呼びかけ、安全確保に努めたところであります。

今回の台風第19号において私自身が感じたことは、初期段階における早目の対応により、本町では人的被害がなかったことは不幸中の幸いであります。また、行政区、矢吹町消防団、矢吹消防署、白河警察署、矢吹交番所、矢吹町社会福祉協議会などの関係機関のご協力につきまして、改めて感謝申し上げます。

なお、今回の台風第19号における初期対応について、現時点では課題となる案件はありませんが、行政区を初めとした関係機関についての聞き取りを行い、課題や問題点など意見の収集を行い、初期対応や避難支援等について分析・検証を進めてまいりたいと考えております。

今後も、災害発生時においては早い段階からの対応と体制整備の重要性を再認識し、迅速かつ的確な対応ができるよう防災意識を高め、さらなる安全・安心のため万全を図り、災害に強いまちづくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、防災ハザードマップの見直しについてのおたただしですが、本町では、平成23年3月に発生した東日本大震災、また台風や集中豪雨など、近年たびたび発生している水害、土砂災害等の自然災害から住民の生命・財産を守ることを目的として、平成30年3月に矢吹町防災マップを作成し、全世帯に配布しております。本防災マップは、誰もがわかるように、洪水災害、土砂災害が一目で確認できるようになっており、また、内容につきましては、土砂ハザード情報、洪水ハザード情報、地震対策、避難行動ガイド・特別警報、非常時の持ち出し品、矢吹町避難所一覧について記載されております。

また、矢吹町防災マップの見直しにつきましては、阿武隈川浸水想定区域において、台風第19号による被害が想定よりも広範囲に及んでいることから、矢吹町消防団の現地調査及びドローンを用いた詳細調査を行い、浸水区域の見直しに取り組んでまいります。

なお、阿武隈川浸水想定区域の見直しを行う際は、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所、河川管理者である福島県県南建設事務所、福島県石川土木事務所、福島県県中建設事務所がかかわるため、国・県等と協議、調整を図りながら速やかに取り組んでまいります。

さらに、国・県等との協議、調整が完了した後は、見直し後の矢吹町防災マップを早急に作成し、全世帯へ配布いたします。

今後も災害が想定される場合は、早期に関係機関と連携、協力を図りながら河川を中心としたパトロール及び河川水位監視等を行い、住民の安全・安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、南町地内の太陽光発電所建設工事についてのおたただしですが、本工事は森林法に基づく開発行為で、福島県の林地開発許可を受け、平成30年10月から約2年間の工期で行われており、自然エネルギー活用の観点から、循環型社会形成の推進に期待するものでありますが、本工事に伴う騒音及び振動について、町

へ苦情が寄せられてきている状況にあります。

原因としましては、土地造成の過程で想定を上回る岩盤が発生し、破碎除去のため油圧ブレイカーの稼働時間が大幅に増加したことを施工業者より確認をしております。本工事に対し、当該地区は用途区域外のため、騒音規制法、振動規制法の規制適用はありませんが、本町といたしましては、苦情が寄せられるたびに現場状況を確認し、開発行為者と取り交わした環境保全に関する協定書により、施工業者へ騒音及び振動の抑制をお願いしてまいりました。

また、近隣の滝八幡地区の住民の生活環境への影響が増したことを踏まえ、施工業者には近隣住民に本工事へのご理解をいただくため、作業工程の提示や防音シートの設置について周知をしていただくとともに、住民説明会についても今月中に開催していただくようお願いしている状況にあります。

今後も定期的に現場へ出向き、施工業者に適切な対応をお願いするとともに、林地開発の許可者である福島県に対しても適切な指導を申し入れ、近隣住民の良好な生活環境の保全に引き続き努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、防災教育についてのおたがしであります。町内の小中学校では、各教科等の学習としての防災教育や、学校行事としての各種避難訓練を実施しているところであります。

例えば、小学校高学年においては、理科の学習では天気の変化や流水の働きについて学び、社会科の学習では地形や気候の概要や自然災害の防止について学ぶ機会があります。全ての児童生徒がこうした知識を発達段階に応じて身につけ、実際の防災に役立てることができるよう、学校における防災教育を推進しているところであります。

また、各小中学校では、火災、地震、不審者を想定した避難訓練を年間に2回から3回実施しております。

一般的に、児童生徒が学校にいる間は学校管理下内として取り扱われ、災害発生時には学校の責任のもとで集団による避難を実施いたします。しかし、平日の夜間や休日等、児童生徒が家庭にいる間は学校管理下外として取り扱われ、保護者の責任のもとで避難を実施することになります。さきに申し上げた各教科での知識や避難訓練を活用しながら、災害から自分の身を守るための思考力、判断力が問われるのは、こうした学校管理下外での場面であると言えます。

今回の台風第19号の甚大な被害状況を踏まえ、今後は、一人一人の児童生徒が矢吹町防災マップを活用しながら、自分の居住地区の立地条件や予想される自然災害に応じた防災の手だてを考え、自分の命を自分で守る力を高められるよう、各小中学校に対して指導してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、児童虐待防止に向けた取り組みについてのおたがしであります。国では、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を児童虐待防止推進月間と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動等、

さまざまな取り組みを集中的に実施することにより、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、国、地方自治体、多くの民間団体等の関係者の積極的な参加を求め、協働による児童虐待防止対策への取り組みを実施しております。

本町におけるこの期間中の取り組みは、広報やぶきや町ホームページで児童虐待防止のための広報や啓発活動、公共施設や各小中学校、幼稚園、保育園にチラシやポスターの配布や掲示、校長会や園長会の開催時に児童虐待対応マニュアルの再確認等を行っており、町民への周知、関係機関との連携強化により児童虐待防止に努めております。

本町での要保護児童として虐待の対応を行った件数は、平成28年度は25件、平成29年度は27件、平成30年度は19件となっており、明確な増加の傾向は見られませんが、全国的には児童虐待に関する相談・対応件数は依然として増加しており、子供の命が奪われる等重大な事件も後を絶たない状況にあります。児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっており、虐待の早期発見・早期対応から虐待を受けた子供たちの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要となっております。

このため本町では、虐待児童の早期発見及び適切な保護や支援を目的として、平成18年に児童福祉法に基づき、矢吹町要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図りながら組織的に対応しているところであります。会議は、円滑な運営や共通認識を図るため、構成機関の代表者からなる代表者会議を年2回、各機関の虐待対応の実質的な担当者で構成される実務者会議を年3回から4回開催しており、さらに、必要に応じて個別ケース検討会議を随時開催し、対象となる児童や家族に対する情報共有、援助方針、小中学校や幼稚園・保育園、子育て支援課、教育振興課、保健福祉課等、さらに児童相談所等々の役割分担等の具体的な対応策を協議しております。

また、虐待対応の体制強化を図るため、国の児童虐待・DV対策等総合支援事業を活用して、平成29年度からスーパーバイザー1名、平成30年度から児童虐待対応強化支援員1名を子育て支援課に配置しております。そして代表者会議や実務者会議の際には、支援内容に対する専門的・技術的助言をいただくとともに、子育て支援課や児童相談所職員と一緒に家庭訪問を行い、面談等の業務を担っていただいております。

さらに、本年からは、身近に相談相手がおらず子育てや育児に関して不安感や負担感を感じている子育て家庭の孤立化防止等に取り組むため、家庭訪問型子育て支援事業ホームスタートを開始し、運営に当たる担当者やボランティアの育成を努めております。また、妊娠・出産・産後・子育てに関するさまざまな悩みの相談や、切れ目のない支援を行う拠点として、子育て世代包括支援センターを11月1日に開設し、現在までに10件の相談や支援を行ったところであります。

そのほかにも、国では、子供がいる家庭の悩みの相談、虐待の情報収集に加えて、児童相談所や関係機関との連絡調整等を行う子ども家庭総合支援拠点を令和4年度までに設置するよう全市町村に求めていることから、本町においても、これらの業務を所管する子育て支援課の体制を強化すべく、子ども家庭総合支援拠点の開設に向けて準備を進めてまいります。

今後も町及び町教育委員会、各小中学校、幼稚園、認定こども園、保育園並びに児童相談所や警察署等の関係機関と連携を図りながら、子供や保護者を地域で支え、要保護児童等の支援と安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学校支援員についてのおただしであります。発達障害を含む障害のある児童生徒、あるいは家庭生活の問題等を抱える児童生徒は、学校生活を送る上で学習活動や日常生活上等の困難を抱える場合があります。学校支援員は校長、教頭の指示のもと、学級担任、スクールカウンセラー等と連携しながら、各学年の教室に入り、一人一人のニーズに応じた支援を行っております。例えば、学習活動においては、書くこと、読むことに困難を示す児童生徒に対しては、ノートへの代筆や教科書、板書の読み上げを行い、聞き取ることに困難を示す児童生徒に対しては、担任等の指示や話をわかりやすいように補足しながら繰り返し聞かせるなどの支援を行っております。

また、日常生活においても、衣服の脱ぎ着や身の回りの整理整頓など身支度の手伝い、困った様子の児童生徒への声かけなどの支援を行っております。特に、学校支援員は、集団の中ではなかなか担任の目や手が届きにくい部分を細やかに支援し、個々の児童生徒の実態に応じて適切に対応する重要な役割を担っております。

学校支援員業務については、一般社団法人まちづくり矢吹に業務を委託し、小学校では昨年度より1名増員した10名を配置し、中学校は昨年度より1名増員した2名を配置しております。学校支援員の配置に関しましては、当該年度の支援を必要とする児童生徒の人数やその程度、さらには特別支援学級設置の有無などの各学校の状況も勘案しながら、各学校と協議して決定しております。

今後も、各学校における特別な支援を必要とする児童生徒の在籍状況やその程度を踏まえ、必要な学校支援員を確保し、児童生徒一人一人がその持てる力を高めることができるよう、支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、教職員の長時間過密労働の解消についてのおただしであります。平成31年1月の中央教育審議会の答申では、各小中学校の校長や服務監督権者である教育委員会が、教職員の勤務時間の適正化に努め、文部科学省の作成した上限ガイドラインである超過勤務月45時間、年360時間等の実効性を高めるよう求めています。

また、平成30年2月に策定した県教育委員会の教職員多忙化解消アクションプランでは、①パソコン入力等による出退勤時間の管理、②会議の精選や持ち方の見直し等による校務の見直し、③スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門スタッフとの連携によるチーム学校としての支援、④地域学校連携事業による地域からの支援の推進、⑤部活動のあり方の見直しなど、具体的な取り組みが示されております。

こうした答申や施策を受け、町教育委員会といたしましては、これまでに小中学校の一斉下校日の設定、部活動等の休養日及び練習時間の上限の設定、長期休業日の学校閉庁日の設定、町内の教職員全員が出席する研修会の廃止や、校長・教頭を参集する会議の回数削減、小学校のスクールサポートスタッフの配置、中学校の部活動指導員の配置、教職員対象のストレスチェックの実施などを実施しております。

特に、県教育委員会により小学校1校に配置したスクールサポートスタッフは、校内で作成するプリント類の印刷や、学年や学級の集金、備品管理、教材・教具準備、軽微な事務連絡・調整、調査集計・回答書案作成などを教員にかかわって行っており、教員が児童の指導や教材研究等に注力できる体制の整備が進んでおります。

また、中学校に配置した部活動指導員2名は、学級担任や学年主任を務める部活動顧問が、放課後に教材研究や学級・学年の事務、生徒指導等に当たっている時間帯に部活動で生徒の指導を行っており、部活動顧問の負担軽減や部活動における生徒の安全確保に大きく貢献しております。

また、中学校には事務職員を1名配置し、教頭や教員等の補助を行い、負担軽減に努めております。

こうした取り組みは、児童生徒の学力向上や、いじめ及び不登校の未然防止と早期解決、さまざまな事情を抱える保護者への対応など、教職員が抱える多種多様な課題に対応する時間を生み出すために大変役立っております。

町内の小中学校教職員の毎月の超過勤務時間について、昨年度と今年度の上半期を1人当たりの平均値で比較いたしますと、小学校は約1時間10分の削減、中学校は約6時間58分の削減を達成しております。

町教育委員会といたしましては、こうした取り組みによって、教職員が学力向上や生徒指導といった主要な業務に専念できる環境を整えることで、児童生徒が安心して学ぶことができたり、保護者の方々が安心してお子さんを預けたりできる学校づくりにつなげていくことができるものと考えております。引き続き、教職員の長時間過密労働の解消に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 防災に関しては、作成されてある矢吹町地域防災計画に基づいて、今回の災害に対して対応されていると。そして、なおかつその対応において問題はなかったという内容の答弁でありました。

そこで質問なんですけれども、それぞれの災害勧告、指示、一応問題はないと言っておりますけれども、タイミング、また伝え方において問題なかったのか、改めてお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 富永議員の質問にお答えいたします。

それぞれの指示、勧告、伝え方はどうだったのかというところでございますが、答弁書にもあるとおり、町の対応としては事前に対応したということで、10月10日から11日にかけて、防災無線を使って町民のほうに台風の情報を伝えております。そうしたことから、伝え方については、早目の対応というところではなかったかなというふうに思っております。

それと、避難指示と避難勧告の指示でございますが、こちらにつきましては、地域防災計画にございます避難判断の目安に基づいて対応してございます。まず避難勧告につきましては、氾濫危険水位6.1メートル、それと避難指示につきましては、氾濫が発生するおそれのある7.5メートルというところで、事前に、今回6時の段階、4.2メートルに達した段階で今後水位が……すみません、判断目安になります玉城橋の水位を参考にし、町の防災計画にありますそれぞれ指示水位あるいは勧告の水位に対応したというところでございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 伝え方においてでありますけれども、町のほうは早目に防災無線等を通して住民の方に状況を情報として知らせているということではありますが、12日から13日にかけて大雨降っておりました。そのときは真夜中でありまして。そういったときには防災無線等、そういったものはどうだったのか、雨で聞こえな

かったり、戸が閉まっていればなおさら防災無線は聞こえてきません。そういった地域、洪水とか浸水とかそういった危険地域についての伝達の仕方、どのようなことを方法でなされたのかお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

[まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇]

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 富永議員の質問にお答えいたします。

大雨、真夜中中の伝え方ということで、事前に消防団あるいは区長さんに呼びかけのほうをお願いしているというような状況でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） ちょっと私の質問に対して答弁のほう、理解ちょっと難しいなと思うんですけども、真夜中の時間帯、そういったときに関して今回はどのように伝達をしていったのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 1 番、富永議員の質問にお答えさせていただきます。

富永議員が心配されることはごもっともだと思います。あれだけの大雨が降っている状況にあって、防災無線で聞き取ることができるかと。ましてや今、住宅関係も非常に気密性が高くなっている、防音力が高まっている中であって、あの大雨の中、防災無線で聞き取るとは非常に難しい。これは町のほうでも十分承知の上で対応させていただきました。

早目早目に対応するという事は先ほど話をさせていただいたところでございますし、また直接住民の皆様には避難を呼びかけるために、消防団と行政区長さんに非常にお世話になったわけでございますが、この連絡系統は、今、全ての方の、対応に当たっている方全ての携帯電話での連絡のやりとり、また、連絡がつかない場合には、職員が何名も待機しておりますので、その避難指示をしたり、被災箇所の確認とかも含めては、あの雨の中、直接車を走らせて連絡をし、伝達をし、そして対応に当たった。したがって、自主避難者も含めて消防団、区長さん、職員が呼びかけて避難を勧告をしたために、どうしてもここから動きたくないという方は別でございましたが、ほぼ避難指示区域等についての避難者については対応ができたかなというふうに思っております。そのかいもあって、農地、農業用施設等々の被害は甚大であったわけでございますが、人命、そしてけが人もなくその台風19号をやり過ごせたことについては、一定の効果があったものというふうに理解しております。

ただ、これについても現時点では問題がないというような答弁を先ほどさせていただきましたが、問題がないわけではないわけございまして、それらについては、先ほども答弁させていただいたように、十分にこの後、消防団、行政区長さん、避難された方々の話を聞きながら協議を深めて、より一層の避難体制、地域防災計画の充実を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたい。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 問題は多少あったということであるとは思いますが、あくまで今の答弁というのは執行者側、行政側の対応であるとは思っております。つまり、行政内側からの対応、そして課題あった、なかったという考えであったと思うんですが、やはり外側、いわゆる被災されている方々、経験、体験された方々からの声、問題点、課題、これを集めてまとめていく努力、これは非常に大切だと思います。

ですから、今後検証をするという答弁でしたので、それを早目に、喉元過ぎれば熱さを忘れるという言葉もありますので、早目に開いて次の防災ハザードマップに生かしていただければと考えております。これに対して、お考えのほどお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の質問にお答えさせていただきます。

そういう視点も非常に大切だと思っております。行政側、執行側、言葉をかりれば内部の考え方ではなくて、やっぱり外部の考え方とか意見を吸い上げる。これは、今までもそうであったように今後もそのような努力を重ねていきたいと思っております。検証をするための機会をできるだけ早目に持って、さらなる安全・安心のために努力を傾注してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ハザードマップの作成についても、早急に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 次に、質問事項、教育振興対策についてであります。

最近、答弁にありましたように、そんなに極端な児童虐待、目立ってふえている、本町はふえているわけではないという答弁でございました。しかし、数字から見て2桁の数を示しております。そういったものに対して、いろいろ組織的な対策をとっているとの答弁でありましたが、実際起きています。これに関していろいろ対策、組織あるんだけども起きている、この現状に対してどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

矢吹町では大きな深刻な問題はそれほど起きていないというところ、その子供たちにとっては、被害を受けた子供にとっては少しでもつらいことだと思いますので、そういうことは申し上げるべきでないかもしれませんが、大きなことにならないうちに幼稚園や保育園、あるいは小学校や中学校では状況把握に努めて、そして、あるいは地域の方から連絡などをいただければ、すぐに状況を把握するために家庭訪問したり、あるいは保護者と面

談をして、どういう実態なのかを確かめるということに努めているわけですが、なぜ虐待が起きるのかという背景の一つには、やはり保護者も子育てに困っているという現状があります。ですから、そういう保護者にどう寄り添って支援していかなければならないかということが、教育委員会、子育て支援課の一つの使命でもあるというふうに考えております。

もちろん、これは子育て支援課、教育委員会だけでできることではなくて、地域の方々のご支援も必要でございますし、保健福祉課の保健師さんにも大変お世話になっておりますし、民生児童委員の方々にもお世話になっております。そういういろんな方々のお力をいただきながら、保護者支援をどう進めていったらいいかということが大きな課題であると思っております。

できるだけ虐待が起きないように、今後も保護者支援のあり方を検討して、具体的に対応できればと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 児童虐待については、幼いときの虐待ほどトラウマという形で、大きくなっても影響を与えていると聞きます。そういった中で、その子供たちに身近に添う対応をこれからも続けていっていただきたいと思えます。

そういった中で、国のほうも学校の教職員を対象とする研修を実施することを示したり、いわゆる虐待対応の手引を活用して、そういったものに対する研修、それに参加するようというようなものを促していると同時に、教育委員の方の役割も確認する意味でそういった研修というのは必要であろうと思うんですけども、実際研修に参加されているのか、そこら辺、お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

教職員への研修ということでございますが、要保護児童対策地域協議会におきまして、実務者会議というものを開いております。答弁にもありましたが、こちら年3回から4回開催しております。この中で各学校、幼稚園の先生方を対象とした研修会を開いております。そのほかにも、11月の強化月間の中でも校長先生、園長先生に対しまして県からの虐待防止連携マニュアル、こちらを再度確認するように指示するなど研修を進めております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 研修されているという答弁でありました。

この町にとって、児童虐待防止に関しての啓発、住民への啓発というのは、この前、広報やぶきのほうに掲載されていたというのを記憶しております。そういった今年度の標語ということで、「189（いちはやく）

ちいさな命に「待ったなし」、いちはやくというのは電話番号です。以前はどうも有料だったらいいんですけども、最近無料でかけられるようになったと。

こういった、今話しました標語等は今回の広報やぶきには載っておりませんでした。こういったのも含めて、チラシ等も配っているという答弁がありました。児童虐待の防止に関しての町民への情報発信、これでいいという認識なのかどうか、そこら辺、お伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

実は、一般の方々にこの虐待防止にかかわることについても、そのほかのいろんな町の事業その他のことについて、啓発してお知らせするということの難しさというのを痛感しております。

例えば、折り込みチラシなんかを、資料を、それから区長さんをお願いして回覧板にさせていただくとか、いろんな資料を町民の方々に知ってほしいなど。でも、いろんな方から、そういうのは見ていません、広報やぶきでその記事は見ませんでしたというようなお話を伺うことがございます。そういう大事なことであれば1ページ、2ページに載せなさいというようなことを言われる場合もありますが、なかなかお知らせするのは十分にいけないところがあります。でも、諦めずにいろいろな形で多くの方に知っていただいて、虐待防止に我々も懸命に努めたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） よろしくお伺いいたします。

もう1件、関連して質問なんですけれども、一般の方へのチラシというので出しているわけなんですけれども、ぜひ子供たちの目線に合った、子供たちに合ったチラシ内容、またそういった防止につながるようなものをつくって配布する、または、深い学びという観点からも、そういった場を設けて、お互いに虐待に関する理解を深めていくと、そういった点から、子供目線でわかるような内容のものを子供たちに渡せないかどうか、お伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

子供たちへの資料の作成でございますが、実は大変難しい問題がございます。要するに、自分の親からということが虐待の大部分でございますので、お父さんやお母さんからこういうことを受けていませんかということが、虐待、例えば体に傷があっても子供たちは隠したがり、大部分は、それからネグレクト、要するに食事とか衣類とか洗濯とか、そういうことをされていますかということも聞きにくいですので、言葉で話をしたり個別に対応したりするときにはいいんですが、子供たちへのあれはなかなか難しいことではございますが、し

かし、基本的に、例えば保護者にチラシを配るような場合に、子供たちにそれとなくわかるような資料については、なお児童相談所等とも相談しながら作成し、啓発に努めていきたいと考えております。

ありがとうございました。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 残り1分ちょっとですけれども、再質問はございませんか。

○1番（富永創造君） 以上です。答弁どうもありがとうございました。

○議長（大木義正君） 以上で、1番、富永創造君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時10分からお願いします。

(午前11時01分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午前11時10分)

◇ 三 村 正 一 君

○議長（大木義正君） 通告2番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴においでの方の皆さん、ありがとうございます。

質問の前に、先ほども同僚議員からありましたが、今回の台風19号の被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い平穏な生活が取り戻されるようご祈念申し上げます。

それでは、通告した質問事項について質問をさせていただきます。

1点目は、公金の支出における情報公開についてでございます。

地方自治法第1条では、町は住民の福祉の増進に努める、第2条では、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと定められております。また、議会は、予算を決定し、予算がどのように使われて、どのような成果を上げたかを住民の立場に立って評価し、判定する決算認定を行うことであります。

第415回9月議会では、平成30年度の一般会計決算認定議案については、町が随意契約による公金支出に対する議会への説明がなされず、採決の結果、30年度の決算が不認定となりました。

説明がないまま放置することはできないとして、町民への説明責任を果たす必要があるため、道の駅、新町西道路、まちづくり矢吹事業の不明の点について、議会の権能により偽証罪や罰則の伴う地方自治法第100条による調査特別委員会が設置され、現在調査中であります。しかし、資料請求に対して、現在も一部資料が提出を拒否されております。

そこで質問ですが、私は特命の随意契約、これは一般競争入札によらず、町が特定の者を指名して行う契約であるので、特に公開すべきと考えておりますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

2点目でございますが、公金の支出について、町民、議会等に対して十分な説明がなされてきたかについて

をお伺いいたします。

3点目でございますが、各事業課において、執行された事業のチェックを行っておりますが、事業成果等の判定の効果についてお伺いをいたします。

続いて、大きな2番目のまちづくり矢吹についてでございます。

一般社団法人まちづくり矢吹に10月より臨時、非常勤職員を転籍させて、役場の総合窓口業務、都市整備課窓口、学校支援員、放課後児童クラブの業務委託を行ったが、その成果についてお尋ねをいたします。

2つ目に、9月議会において、あくまでも民間の法人との説明でございましたが、町長が役員をしていて民間の法人とはどのようなものかをお伺いいたします。

3つ目でございますが、まちづくり矢吹について、株式会社から一般社団法人に変わった経過についてお伺いをいたします。

大きな3番目でございますが、道の駅の事業についてでございます。

道の駅事業について、今年度の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

2つ目として、10月5日より実施されたテスト店舗の成果についてお伺いをいたします。

3つ目として、道の駅事業について、中止を求める声が多く町の民から出ております。道の駅事業についての全住民を対象としたアンケート調査の実施の考えをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、随意契約の公開についてのおただしであります。公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、地方公共団体は、条例等により必要な規定を定めながら入札及び契約の過程に関する事項の公表を義務づけられており、同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において、予定価格及び積算内訳については、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合または地方公共団体の長等の事務もしくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り公表するものとされております。

このことから本町では、同法及び同指針に基づき、入札及び契約の過程、内容の透明性の確保を図るため、公表により不正な入札の抑止力となり得ることや積算の妥当性の向上に資することから、入札結果等の公表の件において、公表の対象及び内容等について明確な基準を定め、規定に基づいた公表を行っているところであります。

なお、随意契約に関しましては、工事等請負契約における随意契約のガイドラインを定め、基準に基づいた管理運用をすることで、契約相手の選定理由や適法性等、その手順を明確にし、契約の透明性の確保に努めております。

また、随意契約に関する情報の公開につきましては、矢吹町情報公開条例に基づき、契約の相手方の商号または名称及び住所、工事等の名称、場所、種別及び概要、工期、契約金額、随意契約を行った場合における契

約の相手方を選定した理由について公開を行っております。

しかしながら、予定価格及び積算内訳等の公開については、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、事後の契約において予定価格を強く類推させ、事後の事務もしくは事業に支障が生じるおそれがあり、適正な価格競争が阻害されて町の財産上の利益を不当に害するおそれがあると考えられ、競争によって納税者である住民の利益を最大限に実現するという競争入札の制度の根幹に触れるものであることから、県及び近隣自治体の取り扱いと同様に、公開は適当ではないと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公金支出についてのおただしであります。本町は第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づいた行政運営を行い、政策や事務事業等をオープンにして、開かれたまちづくりの実現を目指しております。町民、行政区、町民活動団体、事業者、行政等においては、行政主導のまちづくりから、自助・共助・公助の考え方と協働を実現できる住民主体のまちづくりを目指し、議会においては、基本計画の追加・変更を議決案件とすることで政策形成の合意を図るなど、総合計画を中心とした町民・行政・議会が一体となったまちづくりを目指しております。

また、基本計画に位置づけた事務事業については、実施計画により各年度における予算を定め、当初予算や補正予算について、議会での議決を経た上で財政運営を行っております。さらに、事業の確実な推進と、より効率的で効果的なまちづくりを進めるため、課の運営方針と目標を定めるとともに、その内容及び進捗状況等について随時公表しているところであります。

また、地方自治法第243条の3及び矢吹町財政状況の作成及び公表に関する条例に基づき、予算の執行状況その他財政に関する事項を公表し、広報やぶきにおいては複数号にかけて特集を組むなど、丁寧に説明をしているところであります。

なお、予算執行に当たりましては、地方自治法第199条及び第233条に基づき、監査委員において、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査及び審査をいただいております。

その内容は、事務事業の概要、予算の執行状況、委託契約の状況、負担金、補助金、交付金の支出状況、公金等取り扱い状況、工事の執行状況、財産の管理状況などさまざまであり、これらの提出書類をもとに、契約事務については競争性が確保されているか、また、公金については正しく取り扱いがなされているか、補助金などの場合には公益上の必要性はあるのか、費用対効果はどうかなどの着眼点のもとに、経済性、効率性、有効性等について監査及び審査がされております。

さきの決算審査においては、監査委員より、決算関係帳票、証書類等を公正な判断のもと照合審査した結果、法令等に基づき適正な執行管理がされているとの評価、意見をいただいている点からして、まさに各事務事業が最も効果的、経済的、合法的に適正執行及び管理がされたものであったと認識しております。

今後の行政運営につきましても、引き続き適正な事業執行並びに予算執行に努めていくとともに、町民、議会に対し、さまざまな機会を通しての丁寧な説明により理解いただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、事業成果等の判定効果についてのおただしであります。先ほどの答弁と一部重複いたしますが、本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画に位置づけた政策・施策・事務事業の確実な推進と、より効率的で

効果的なまちづくりを進めるため、全ての事務事業について毎年度実施計画を作成し、予算と連動した事業の推進を図っております。この中でも、優先度が高い事務事業につきましては、課の運営方針と目標を毎年度定め、その内容及び進捗状況等について、随時、町ホームページ等で公表しております。

進捗状況等の管理手順について説明いたしますと、年度当初は全課を対象としたヒアリングを実施し、各事業の実施方針、スケジュール、目標等を設定しております。年度の間も同様に、全課を対象としたヒアリングを通じて、前期の進捗状況の確認及び効果検証を実施し、年度末には年間の事業実績について評価及び検証を行うことで、年間を通した事業の進行管理に努めております。

また、これらの検証結果については、定期監査及び決算審査の資料として監査委員に提出し監査を受けており、適正かつ効果的な事業の推進を図っております。

議員おただしの事業成果等の判定の効果につきましては、年度末の事業評価で明らかとなった課題や引き継ぎ事項などを翌年度の当初管理に反映し、計画・実行・評価・改善というPDCAサイクルに基づき、総合計画の実現を目指しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、まちづくり矢吹への業務委託の成果についてのおただしではありますが、初めに、総合窓口業務につきましては、平成19年12月24日に閣議決定された、内閣府公共サービス改革推進室による公共サービス改革基本方針に基づき、法的に民間委託が認められた総合案内や電話交換、各種申請受付事務など104の業務を委託し、3名の臨時事務補助員がまちづくり矢吹へ転籍いたしました。

次に、都市整備課の窓口業務につきましては、総合窓口業務と同様に、総合案内や各種手続受付事務を中心とした39の業務を委託しており、現在はまちづくり矢吹から3名の職員が配属され、安定した行政サービスを提供できていると考えております。

次に、学校支援員業務につきましては、本町が任用しておりました10名全ての学校支援員がまちづくり矢吹に転籍し、現在も転籍前の小学校で変わらぬ支援を行っていただいております。中学校に配属された2名の学校支援員も、中学校と連携を図りながら支援を行っている状況であります。今後も、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人のニーズに応じた支援ができるよう、まちづくり矢吹と連携し、学校支援員業務の充実を図ってまいります。

最後に、放課後児童クラブ業務につきましては、本町が任用しておりました24名全ての放課後児童クラブ支援員がまちづくり矢吹に転籍し、引き続き放課後児童クラブ業務に携わっていただいております。

また、まちづくり矢吹では業務委託開始後に、放課後児童クラブ支援員を新たに1名雇用しており、12月及び1月にはさらに1名ずつ雇用し、人員体制の強化が図られる予定となっております。

なお、これらの業務委託に当たっては、平成28年3月に策定した矢吹町行財政改革実行計画で掲げている事務事業の民間委託の推進に基づき、民間でできるものは民間での考えのもと推進しており、さらには、少子高齢化や総人口の減少に伴い職員数を抑制せざるを得ない事態が想定される中、定例かつ簡易な業務においては民間委託をすることで、職員には公務員として真に必要な住民福祉の向上に専念させることも目的としております。

引き続き、窓口業務全般における住民サービスのあり方や業務の効率化などについて、さまざまな視点から検証し、住民サービスのさらなる拡充に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

たします。

次に、一般社団法人まちづくり矢吹は、民間の法人ではないのではとのおただしではありますが、一般社団法人まちづくり矢吹は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された民間の法人・団体であります。また、一般社団法人は、株式会社等と異なり事業利益の配当が禁止されており、公益性の観点からも地方自治体の長が役員となるケースも多くあり、町長が設立時社員となることについては何ら問題がないと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、株式会社から一般社団法人に変わった経過についてのおただしではありますが、本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画の事務事業の一つに、(仮称)株式会社まちづくり矢吹事業を位置づけ、事業の推進を図ってまいりました。

本事業は、行政サービスの多元化の受け皿として民間組織の立ち上げを目指すものであり、そのため、事務事業の名称では、あくまで公の組織ではなく民間の組織であることを強調するため、株式会社という表記をしてきたところであります。

このような経過を踏まえ、組織の設立に向けては、平成30年度に国の地方創生推進交付金の採択を受け、組織設立の骨格となる事業構想を策定し、その中では、法人の形態についても検討を深めてきたところであります。

なお、法人形態につきましては、株式会社、一般社団法人、一般財団法人等の特徴、メリット、デメリットを比較するなど十分な検討を行ってきたところであり、一般社団法人が最も本町が目指す組織目的に合致した法人形態であることから、一般社団法人まちづくり矢吹として設立したところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅事業の今年度の取り組みについてのおただしではありますが、道の駅推進事業については、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトに位置づけ、道の駅の整備に向け、平成28年度から、学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県行政機関などで構成する道の駅やぶき地域協議会を中心に、矢吹総動員でさまざまな事業に取り組んでいるところであります。

今年度の取り組みについては、道の駅やぶき地域協議会において、7月2日に総会を開催し、平成30年度収支決算の承認、令和元年度事業計画・収支予算等を決定し、情報共有、共通認識を図ったところであります。

また、9月4日に臨時総会を開催し、テスト店舗おいしい矢吹マルシェの開設等を協議案件とし、会員の皆さんから意見等を伺いながら、開設に向けた検討を深めたところであります。

今年度予定事業の主な取り組みについては、全町民が出店する矢吹百貨店化計画をコンセプトに、事業計画の策定、研修及び新商品の開発の指導、テスト店舗運営、成果発表会の開催の4つの事業を計画し、現在、事業計画の策定、研修及び新商品の開発の指導、テスト店舗運営の3つの事業を進めており、成果発表会につきましては、来年2月下旬の開催を予定しております。

各事業は、地方創生推進交付金を活用し、今年度から令和3年度までの3年間、国の補助が2分の1、残りの町の負担分は、5割が普通交付税、5割が特別交付税により措置されることとなっており、町の財政負担を最小限に抑えながら事業を推進しているところであります。

進捗状況につきましては、事業計画の策定事業では、令和3年度までの3年間を計画期間とする観光・交流

人口増加促進計画策定業務により、研修及び新商品の開発の指導、テスト店舗運営等について、現在計画を策定しているところであります。

次に、研修及び新商品の開発の指導事業である矢吹百貨店化計画に係る人材育成及び新商品開発業務は、10月9日、町保健福祉センターを会場に、「矢吹ではじめるプチ“がっちり”セミナー」と題し、全国の地域活性化のビジネスモデルや取り組み事例等について、地域再生マネジャーの斉藤俊幸氏を招き講演会を開催したところであります。

また、おいしい矢吹マルシェオープンスクールとして、マルシェ開催期間中に合わせ、加工食品の販売を目指す方を対象に、新商品開発のワークショップを全3回、手作り品・工芸品を商品化したい方を対象に、趣味のスキルアップワークショップを全3回、地場産品の料理法や加工保存法を学びたい方を対象に、プロが指導するメニュー開発実習を全2回、計8回のオープンスクールを開催したところであります。

講演会、オープンスクールには計62名が参加し、アンケートの結果からは、講座の内容が大変参考になったとの意見が多く、参加者の満足度が高い事業であったとの報告を受けております。

次に、テスト店舗運営事業である矢吹百貨店化計画に係るテスト店舗運営業務については、テスト店舗を10月1日から11月19日までの間、国道4号沿線の旧パチンコ第3日活において、おいしい矢吹マルシェを開催したところであり、現在、アンケートの集計、報告書の取りまとめ作業等を行っているところであります。

今年度、これまでに実施してきた事業につきましては、マルシェ開催期間中に台風第19号による影響はあったものの、概ね当初計画どおりのスケジュールで進行しており、今後も、今年度に予定している事業を進めながら、道の駅の推進に向け努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅のテスト店舗についてのおただしであります。今年度のテスト店舗運営は、これまでに実施してきた実証店舗の成果・課題を踏まえながら、本町の品質の高い農産物や加工品だけではなく、本業以外の方が生産した少量多品目の新品種・珍品種の農産物や、趣味として制作しているアクセサリーや手芸品等を販売するなどの工夫を図り、出荷者がチャレンジできる店舗として運営しPRすることにより、これまで以上の集客数を目指し開設したところであります。

テスト店舗おいしい矢吹マルシェは、10月1日から11月19日までの期間、国道4号沿線の旧パチンコ第3日活において開催し、10月5日に多くのご来賓のもとオープニングセレモニーを開催し、本事業のKPIであるテスト店舗への来場者数、テスト店舗の商品売上高などにおいて、順調なスタートを切ることができましたが、10月12日に上陸した台風第19号の影響により、10月12日から14日までの3日間、臨時休業といたしました。

10月15日からマルシェの営業を再開いたしましたが、台風第19号の影響、3日間の臨時休業による影響、出荷農家の被災による野菜の入荷数が減少するなど商品の品薄状態があり、来場者数及び商品売上が伸び悩む状況が続きましたが、マルシェ開催期間の後半には、週末のイベント開催等により、来場者数、商品売上高ともに回復を示したところであります。

今年度のKPIの目標に対する実績につきましては、テスト店舗への来場者数が目標3,000人に対し、実績3,883人、テスト店舗の商品売上高が、目標250万円に対し、実績318万6,000円、テスト店舗への出店者数が、目標50団体に対し、実績64団体と、3つのKPI全てにおいて目標を達成しております。

なお、マルシェの成果につきましては、現在報告書を取りまとめているところでありますが、昨年度の事業

実施による成果・課題を踏まえ、道の駅開業に向けたテスト店舗として、本年度は売り場面積の拡張、野菜などを買い取り販売方式から委託販売方式に変更、営業時間を9時から17時を11時から19時に変更、定休日の設定など、幾つかの試験的な試みを実施しておりますが、これらの成果や課題につきましては、後日報告をさせていただきます。

本年度のマルシェの開催期間は、稲刈りなどの農繁期、野菜の端境期でもあり、さらに台風第19号の被害を受け、厳しい条件が重なる中での開催となりましたが、多くの出店者のご協力により、光南弁当など、マルシェ限定商品や、矢吹町ならではの町内老舗のお菓子や、福島県農業総合センター農業短期大学の果樹・野菜・リンゴジュース等の加工品、町内農家が品種登録したリンゴこうみつ、高品質なトマト・キュウリなどの商品を取りそろえることができました。

また、バターナッツ、スイスチャード、生なつめ、赤菊芋、ウマブドウ等の新品種・珍品種の農産物や、趣味として作っているアクセサリや手芸品等も多数入荷し、販売実績を残せたことは大きな成果であり、矢吹町の持つポテンシャルの高さを再認識したところであります。

本町が目指す道の駅推進事業については、本事業を通して人やものを磨き上げることが重要であり、町民一人一人やその人が作るもの、ことが町の魅力となり、行政で整備してきた場所と町民自身である人、もの、ことが相互に作用し、本町の産業振興及び観光事業の厚みを増すことができると考えております。

今後、道の駅やぶきの令和5年度中の開業に向けて町民等の機運の醸成を図るため、ソフト事業を令和3年度まで地方創生推進交付金を活用し、新商品の開発、テスト店舗の開設等を計画的に進める予定でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、道の駅事業のアンケート調査についてのおたがしであります。さきの6月議会での三村議員への答弁と一部重複いたしますが、これまでも、平成28年度は道の駅整備に向けたキックオフシンポジウムの参加者を対象に、平成29年度は、やぶき軽トラ市や未来くるやぶきの来場者を対象に、平成30年度は、おいしい矢吹マルシェの来場者や道の駅やぶきシンポジウム2019の参加者を対象に、延べ9回のアンケート調査を実施し、821名から回答を得たところであります。

アンケート結果からは、回答者の多くが道の駅整備に期待をしており、道の駅に求める機能として、飲食店メニューの充実が重要である等の回答を得ており、道の駅開業に向け参考となるデータ収集が行われたものと認識しております。

また、平成31年2月に開催した道の駅やぶきシンポジウム2019において、町民の皆様へこれまでの道の駅事業の取り組みや検討結果について報告させていただき、その後のパネルディスカッションで道の駅開業に向けた意見交換を行ったところであります。

本年度につきましても、テスト店舗おいしい矢吹マルシェの開催期間中にアンケート調査を実施し、461名から回答を得たところであります。アンケートの結果につきましては、現在、概ね集計作業が終了し、回答者の多くが道の駅整備に期待している結果となっております。

今後も多くの機会を設け、道の駅に求められる機能や利用者サービス等のご意見をいただく計画をしております。

道の駅整備により、開業後には農産物の販路拡大、6次化商品等の特産品開発、矢吹ブランド認証、交流人

口の創出、雇用創出等の経済効果が期待され、地域振興に大いに貢献する施設として、持続可能なまちづくりを推進するための中心的施設になるものと考えております。道の駅やぶきの令和5年度中の開業に向けて、矢吹総動員で、コンセプトとしている「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流し、チャレンジする道の駅」を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） それでは、情報公開の関係でお尋ねをいたします。

ただいまご答弁に、町の財産上の利益を不当に害するおそれがあると考えられ、競争によって納税者である住民の利益を最大限に実現するという根幹に触れるから公表できないというようなご答弁がございましたが、私が今問題として考えておりますのは、全部の随意契約ではございません。特命で1者随契で行っているものについてございまして、特命で指名しているもの、これについては、ほとんど町の予定価格満額で契約がなされているような状況になっておりますので、そういった中で、競争性のない契約がなぜ公表できないのか、競争のために来年度ほかの企業が安く入れられれば町民のためになるわけなんです、それが公表できないことによって、逆に高上りについていないんじゃないかというようなことが考えられます。

そういった意味で、私が問題としているのは、道の駅事業とまちづくり矢吹事業の1者の特命随意契約についてでございますので、その点について、どのような理由があって答えていただけないのか、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

確かに、三村議員の言葉では特命という言葉が使われていますが、私どものほうでは1者随契ということで、1者だけを見積み合わせ、参加させるものをそのように呼んでおります。

具体的に公表できない理由につきましては、それは、先ほど町長答弁申し上げました法律及び国の方針、それに基づいた町の条例あるいはガイドラインというものに定めております。定めているものにつきましては、100万円以上の工事に係る設計、あと200万円以上の指名競争入札の工事、これについては予定価格を公表するということに決めております。これについては法律等に基づいたものでありまして、ほかの市町村のほうでも工事等についての公表の基準というのはそのようになっていると理解しております。

あと、競争していない、1者であれば競争していない、おっしゃるとおりだと思います。ただ、1者指名をするということは、その業者さんが价格的にも内容的にも、より安価で良質なものが提供できるという考えで1者随契になっているということで私どものほうは認識して、特別なものだけそのようなことで1者随意契約をやっているということでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 1者随契というような形の中でやっているというようなことでございますが、やはり契約の透明性という点から先ほどご答弁ございましたが、その透明性は誰に対しての透明性なのか、それをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 透明性の確保をする私どもが責任を持つのは、納税者であります住民の皆さんに対してでございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 私ども議員は、納税者である町民というか、町民から選ばれて議員になってきて、町民の代表として議会活動、議員活動をしているわけでございます。そういった意味から、そういった透明性はぜひ發揮していただくことを確保していただきたいと思います。

その中で、先ほどの答弁にございましたが、監査人が公正妥当というような考え方の説明があるということでもございましたが、監査人の意見と議会の意見が分かれております。これについては、議会として監査人を呼んで説明を聞くことが可能なかどうか、また、一問一答だからこれで、可能かどうか。

○議長（大木義正君） 今時計とめていますけれども、局長がちょっとお話というか答弁というか、話しします。

○議会事務局長（梅原喜美君） すみません、座ったまま話させていただきます。

先日、特別委員会設置した中でも議論、若干あったんですが、事務の検査のための特別委員会、それをやってどうしてもちがいが明かないときに、監査の請求ということで、監査委員に対してこの問題について調査しろというふうな手続をとることはできます。ただ、その件の、先日9月議会で特別委員会を設定していますので、その中でどちらかという議論の中身で、ここで執行側に対する質問としては申しわけないんですが、ちょっと違うのかなというふうに私、理解しております。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 宮崎県の都城市では、この随意契約について特に厳しく町民に対して公表しております。契約手続の透明性の向上を図るための取り組みとして、四半期ごとに随意契約をした案件を随意契約の理由と金額、それらについて公表して、ホームページに公表されておりますが、当町としてはそのような考えがあるのかないかお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

福島県内において、そこまで積極的に公表している例は存じ上げておりませんが、そのような例があ

れば検討を今後できるのかなというふうに思っておりますが、ただ、現時点でも矢吹町の情報公開条例に基づく請求によりまして、工事等については、随契の分については、工事の公開の項目以外に随意契約の理由の公表も行っております。現時点でもできるということでご理解いただければと。よろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ぜひ透明性、町民のために福島県で一番先に、できればそういった公表制度をつくっていただければというふうに要望しておきたいと思えます。

あと一つ、質問、やりとりの中で思ったんですが、公表と議会に対する説明というのが同じようにとられているのかなと思えますが、外部に対する公表、それから議会で質問、予算審議の中での質疑の中はやはり、これちょっと別なんじゃないかなというふうに私は考えるんですが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

町といたしましては、公表する内容と議会の本会議あるいは委員会で説明する内容については、同じ内容というふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 税金で住民のために使われた内容を確認して、公正性、透明性、経済性を検討する権能を持つ議会に対して説明できないというような規則は、説明責任を果たすような規則に改正すべきであると私は考えております。町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 三村議員の質問にお答えをさせていただきます。

今の質問に対して、先ほども話をさせていただきましたが、こうした内容等については、法律というものがございまして、それがネックになっております。したがって、町独自で簡単にそうしたものを改正するということについてはできかねるというのが答弁でございます。今後、国との協議というものも含めて、この後どういうことができるのか、三村議員が考えているようななどのようなことが可能なのか、そんなことも国と相談をしてみたいと考えております。現時点で、そうしたことで改正する考え方はございません。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） それは、議会は議会としての考えを後で検討してみたいと思えます。

このような十分な説明がないと審議がされないわけですが、このような状況下では、道の駅事業及びまちづくり矢吹に係る1者随契の補助金や業務委託についての予算については、私は承認することはできません。令和2年度の予算については十分留意されるようお願いしておきます。

次に、まちづくり矢吹についての再質問をいたします。

4月の全員協議会では、まちづくり矢吹の定款によると、町と商工会、コミクリという会社で設立するとして、私どもは資料をいただいたところですが、6月にまちづくり矢吹の設立以後に定款をいただいたところ、個人名の野崎吉郎さんが商工会長の個人名とコミクリの社長の個人が設立社員になっていたという状況でございます。それで、町長の充て職だということで登記の都合上ということでの説明でございました。それで、先ほどはあくまでも民間の法人だということでございますが、しかし、まちづくり矢吹の定款の中には、町の介入や参加がどこにも記入されておりません。

それと、もう一点は、株式会社から一般社団法人の組織変更、それから定款の変更、設立社員の町から個人への変更、このような重要な変更については、議会に対して報告がない、議会の承認なしで進めたことについて、どのような見解をお持ちかお尋ねをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

これまでのまちづくり矢吹につきましては、昨年度より、たしか4回だと思いますけれども、議会の全員協議会、あるいはないときには臨時に開いていただきまして、説明を丁寧にしてまいったつもりであります。

一番最初の説明としては、事業計画書、株式会社まちづくり矢吹となっておりますけれども、それにつきましては、先ほど町長、答弁申し上げましたように、一般社団法人としてのメリット、利益が出たものについて配分をしない、自分たちの事業等の拡大のために使うという団体の性格上、そのようにさせていただきました。

あと、社員につきましては、肩書がない個人名というところについては、なかなか私どもも聞いて理解がしにくい部分ではありますけれども、あくまでも関与する団体のトップの方についていただいている。理由にはならないかもしれないんですけども、町につきましては、印鑑証明が出ませんので、多分印鑑証明の関係で個人名ということで定款には掲載されたものというふうに理解しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 重複答弁はなるべく避けるようお願いをしたいと思います。

それともう一つ、まちづくり矢吹について、9月の議会で公益的法人への派遣等に関する条例の改正案が提案され、この議案は否決されております。公益的法人とする案件については否決され、職員の派遣についても否決されております。町は現在もまちづくり矢吹に職員を派遣しております。議会において派遣が否決されたにもかかわらず、派遣を続けております。なぜ否決されたにもかかわらず派遣しているのか、このことが

議会軽視、議会無視ではないか。ご見解をお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

今の状態を派遣というふうにおっしゃいましたけれども、今の状態は派遣ではありません。企画総務課付の職員が、まちづくり矢吹の仕事の中で支援をしているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） だから、これ出向だめだよと言ったのに、何で出向させているのか、議会を無視じゃないのか、議会を軽視しているんじゃないのかということについての答弁がありません。再度答弁を求めます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

説明が足りませんでしたけれども、派遣ではございません。佐久間さんにおきましては、定年退職の後に矢吹町に再任用になりまして、4月から企画総務課付の雇用労政監という職名をもって雇用労政に係る仕事をしていただいております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 議会で、9月の議会で、そこに出してはだめだというのを一応議会として決定したわけですね。執行部のほうから職員の出向についてというようなもので。それがそういうことで出ているのはなぜかということについて、全然答弁がいただけないということで、次に進みます。

町長が役員となっている法人について、地方自治法142条、請負人となることの禁止、これは出資法人は除かれますが、この法律、それから地方自治法92条の2、兼職の禁止、地方公務員法第35条、職務専念義務、勤務時間、注意力のすべてなすべき職務のみに従事しなければならない、このようなことについて違反していると私は感じておりますので、一応その点についてご検討おきをお願い申し上げたいと思います。

それから……

○議長（大木義正君） 質問、一つずつ。

○2番（三村正一君） いや、ご検討おきいただきますという。

○議長（大木義正君） ああ、検討なの。

○2番（三村正一君） 検討しておいていただきたい、もう時間がないから答弁はいただきません。

9月の補正予算では、41名の臨時・非常勤職員をまちづくり矢吹に移籍させて、手数料として850万、町の経費負担増になったわけですが、町長が代表者を町の町長として、それから町長が社員として組織の

構成員になっているまちづくり矢吹に対して、850万円の町に損害を与えたことについて、利益相反取引でないかというふうには私は考えておりますが、この点についても答弁はいたしませんので、検討いただきたいと思っております。

○議長（大木義正君） 一問一答なんで、自分の主張を勝手に言わないでください。質問してください。

○2番（三村正一君） それじゃ、利益相反取引でないかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

先ほどお話しいただいた法律、幾つかの内容については、確認しないと明確なことは申し上げられませんが、実態としてまちづくり矢吹は利益を上げているものではないですし、町長がまちづくり矢吹から給与等の支給があるわけでもありませんので、ご指摘の利益的なものというところには全く該当しないというふうには考えております。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） わかりました

何か、この会計期間任用職員制度について、別会社をつくって派遣とか、そういった業務委託先をつくってされるような行政運営ではなくして、——（議長が取消を命じた発言）——泉崎や管内市町村と同じく総務省が示すところの法律の定めるところによる行政を行うべきであると考えております。そのような観点から、令和2年度の計画においては、まちづくり矢吹との業務委託を終了して、他市町村と同じような窓口体制をとるべきであるという私の考えですが、この点についてのお考えをお聞かせいたします。

○議長（大木義正君） じゃ、答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

町としての説明がこれまで不足していたのかもしれませんが、本町の目指す仕組みについてご理解いただいていないようなので、簡単に説明させていただきたいと思っております。

ほかの市町村でやろうとしているところは、臨時職員をそのまま会計年度任用職員に移しかえるということです。私どものほうは、公務員でなければならない仕事についてのみ会計年度任用職員という制度をつくりまして、会計年度任用職員は今度の1月に採用試験をやります。それで、会計年度任用職員として公務員として必要な職員を4月からは新たに採用いたします。会計年度任用職員に全て移行すると、前々議会でお答え申し上げましたけれども、財政的に今の人数をそのまま会計年度任用職員に移すと、10年間で8億円人件費が増額するというので試算しております。それを避けるために、ほかの市町村と違うような工夫をした人事制度を

行ったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 残り1分20秒あります。再質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ぜひですね、その8億円の明細を私どもに、試算の明細をお示しをいただきたい、このように思います。

それから、今後、果たして、まちづくり矢吹を見ていると、民間の事業者として業務委託や補助金、交付金を受ける受け皿となることについては、経済的に基盤がない、安定性がない、実績等がないなど、経済性、公正性、透明性の観点から、住民サービスに不安があると私は考えております。町は関与すべきではないと考えております。であるならば、令和2年3月末をもってまちづくり矢吹の社員を退社すべきである。この点、今後検討いただければと思いますが、お考えをいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えしますが、今、退社という言葉が使われたのは、町長のことでよろしいのでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○企画総務課長（阿部正人君） 今年度中の議会でもお話し申し上げましたけれども、町として今支援をしている状態なので、町長が社員として参加している。いずれの時期には退社、名簿から抜けるということは当然想定していますというふうにお話し申し上げました。ただし、現時点で、町長職の者が社員として就任していることが不適切、理由については詳しくお伺いしたいと思っておりますけれども、そのようなことであれば、十分検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（大木義正君） 以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

再開は1時15分から願います。

（午後 零時15分）

○議長（大木義正君） 定刻になりましたので、再開いたします。

（午後 1時15分）

◇ 加藤宏樹君

○議長（大木義正君） 通告3番、4番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、道路整備についてでございます。

新町西道路の整備の真の目的とその必要性を、時系列を含めて改めてお伺いいたします。

次に、結果的に道路整備の事実のみが残った形になりましたが、地権者会が主体とするエリア全体の開発を、町は今後どう対応していくのかをお伺いいたします。

次に、私道を含めた生活用道路の整備について早期対応を望みますが、町の考えをお伺いいたします。

次に、公共施設等の整備についてでございます。

今後、複合施設や道の駅、さらには給食センター、幼稚園の統廃合問題、道路、水道、下水のインフラ整備等に莫大な支出が予想されております。前回は精度の高いシミュレーションはないので提示できないというようなお答弁をいただきましたが、町が10年後とか、20年後とか、30年後の長期のシミュレーションをしないというというのは非常におかしいというふうに疑問に思いますので、そういった、精度は低くてもありますよというのであればお示しいただきたいと思えます。

次に、中畑小学校、善郷小学校で、長年にわたり雨漏り等が改善されていません。時々予算書には修理代ということで載っているの直っているのかなと思うと、仮の工事、とりあえず工事ということで、根本的な解決には至っていないという現状がございます。なぜ、その中畑小、善郷小は根本的に直してくれないのかをお伺いいたします。

次に、国道4号線の4車線化、バイパス化ということで、時期がずれる可能性が出てきている道の駅でございますが、当然再検討する必要があると思われませんが、凍結や撤回も含めて再検討する気はないかお伺いいたします。

次に、町長の職責についてでございます。

4期16年、前回、苦闘の連続で、ピンチをチャンスにとということで難局を乗り越え、誤った判断もなく、信念と責任をもって職責を全うしたということですが、町長の目玉となる、これは手柄だと、もう自慢話でもいいですから、おっしゃっていただいて結構ですようお願いいたします。

特に、震災後、仮置き場という問題がありました。総合運動公園予定地、塩漬けになっておりますので、やっと目の目を見るときが来たのかなとそういうふうに私は思っていたのですが、そういった仮置き場が、一旦はつくと、運動公園をつくるとなりましたが、近隣住民の反対により断念という形をとっています。それについて。

また、あゆり温泉の宿泊施設においては、擁壁が構造上問題があつて、建築法上違反であるという構造物でございます。それがわかったにもかかわらず、いまだ何ら手当てはされようとしていません。それについてのご所感をお伺いします。

次に、消防署の用地選定において、町が独断で用地を選定しました。決定したのはいいんですが、その後、近隣住民からの反対があり、撤回され別なところに移転という形になりましたが、それも細かな住民説明や議員に、こんなところにつくりたいんだけどもどうだという相談もなく、町が勝手に用地を決めてやった結果、反対運動が起こり、別な場所に移転ということになったことについても所感をお伺いいたします。

また、特養ホームなんですが、これは第1回目の応募のときには断念する会社がありまして、町民に多少迷

惑かけたのかなと思います。まあ、公募の選定の仕方、公募のあり方や土地賃借料の決定について正しく判断されたと思うんですが、何となくこう町に損失を与えたのかなと我々は思っていますので、その辺もあわせてご答弁願います。

以上で私の一般通告のほうお願いいたします。

○議長（大木義正君） 加藤議員。大きな2番の（2）の勤労者体育館の鳥の。これ発言していませんけれども、どうぞ。

○4番（加藤宏樹君） では、つけ加えさせていただきます。

善郷小並びに中畑小学校の雨漏り問題、加えまして、勤労者体育館の鳥の被害について多々住民から声がありましたので、なぜいつまでも鳥の被害防止について対策を講じなかったかについてお伺いをいたします。

以上、大項目で3点、ご答弁方よろしくお願いいいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、4番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、町道新町西線整備の目的と必要性についてのおたただしであります。新町西線は矢吹町の用途地域の南端に位置し、県道棚倉・矢吹線と主要町道新町・弥栄線を結ぶ路線で、国道4号からのアクセスがしやすいことから大型店舗等の進出が見込める地域にあること、道路整備後の宅地開発が見込めることなど矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、また、福島県商業まちづくりの推進に関する条例第6条第1項の規定に基づき策定された福島県商業まちづくり基本方針に沿った開発を進めており、その整備効果が高い路線であると認識しております。

次に、新町西線整備の経緯についてであります。新町西線については、平成24年5月17日に議会に対して新町地権者会から提出があった新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が、同年6月議会で採択され、矢吹町西側地域の活性化に資するとして、平成26年度から事業に着手し着実な整備を図っているところであります。

町といたしましては、道路整備を行うことにより、新町西エリアの活性化に資する重要な幹線道路として、また、企業誘致誘導の政策的道路として、将来にわたり有効活用ができる路線であると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西エリア開発についてのおたただしであります。以前より新町地権者会から新町西エリアの開発について要望されていた内容についてはご案内のとおりであります。令和元年9月6日付で、新町地権者会から町道新町西線の早期整備並びに新町地区の開発促進、企業誘致について、町の支援をお願いしたいとの要望書が提出されたところであります。

町では新町西エリアの開発については、町民の皆様の利便性向上、雇用機会の拡大、定住人口、交流人口の増加など全町的な発展に欠かせないものと認識しており、これからも新町地権者会との連携を密にしながら全力で支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、私道を含めた生活道路の整備についてのおたただしであります。生活道路の整備につきましては、町道の拡幅を伴わず早期に舗装を実施する生活道路整備事業と、未舗装の私道の整備費用を支援する私道の整備

補助事業に積極的に取り組んできたところであります。

生活道路整備事業は平成10年度から着手しており、生活環境の向上を早期に実現するため、未舗装の町道や法定外公共物の現地の利用実態に合わせ、簡易舗装により整備しております。これまで各行政区から陳情や要望が寄せられております168路線のうち、令和元年11月末までに117路線の簡易舗装が完了したところであります。

なお、本年度につきましては予算を増額し、10路線の整備実施を計画し、前年度からの継続路線である中丸地区、神田地区、小松地区の3路線、新たな整備路線である八幡町地区の1路線が完了しております。残りの6路線につきましては、台風第19号に係る災害復旧事業を最優先に取り組んでおり、当該事業との調整を図りながら整備を進めているところであります。

次に、私道の整備に関する取り組みにつきましては、矢吹町私道の整備補助金交付要綱を平成12年に制定し、私有地で未舗装となっている道路に対して、整備に係る経費の一部を補助金として交付しております。

補助率につきましては、私道の両端が公道に接続し、おおむね5戸以上の住宅が面している場合は8割の補助、私道の一端が公道に接続し、3戸以上の住宅が面している場合は7割の補助となっております。

なお、本要綱の制定当時は、福島県内において私有地の道路整備に対する補助制度を実施している市町村が少なく、先進自治体である郡山市の補助制度を参考にしながら、生活環境を向上することを目的に、先駆的な取り組みとして制定したものであり、平成30年度末現在の実績は14路線、1,809万円となっております。

今後も、住民の安全で安心な生活環境の向上に資するため、地域の均衡を図りつつ計画的な道路整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、長期の財政シミュレーションについてのおたただしですが、町では健全化判断比率や地方債の現在高等の推計値の算出として、財政シミュレーションを毎年度のローリングにより算出しております。

また、第6次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画と連動しながら、財政基本計画の策定に取り組んでおり、今後の財政運営の指針となるものとして財政状況を改めて分析した上で、重点分野と財源確保についての方針を位置づけてまいります。

また、期間については、短期での今後4年間、中長期での今後8年間を予測し、あわせて計画期間中の財政状況を把握するための指標を設定してまいりたいと考えております。

議員おただしの長期の財政シミュレーションについては、20年後、30年後という長期的な期間設定は、近年の経済・社会情勢の変化のスピードからして現実的ではないため、現状では想定しておりませんが、人口減少社会の進行による影響等、財政運営における中長期的視点の必要性は高まっているものと認識しております。

なお、公共施設等の今後の整備に係る費用や対応については、現在、令和2年度までの策定を目指し、順次、個別施設計画の策定を進めているところであり、全ての個別施設計画の策定結果を踏まえた上で、改めて全体的な推計と分析等により、矢吹町公共施設等総合管理計画を改定し、財政負担の軽減・平準化を図るためのより具体的な方針と中長期的な見通しを示してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今後も国の財政状況の動向や社会情勢に注視しながら、財政規律の確保と財政基盤の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教育施設の整備についてのおたただしですが、中畑小学校は北校舎が昭和47年、南校舎が昭和59

年、体育館が平成元年に建設されており、北校舎におきましては平成29年に実施した学校長寿命化計画策定に向けた調査において、屋上防水シートの劣化や壁面の階段のひび割れ等が確認されており、そこから雨水が入り込み、階段の天井仕上げ材の劣化や壁面吹きつけ塗装の剥離が確認されております。

また、善郷小学校におきましても、校舎、体育館が昭和56年に建設されており、大雨のときの風向きや雨が長時間降り続いた際に、体育館において雨漏りが確認されております。

これまで、雨漏りにより天井材が劣化している箇所については緊急的に補修を実施してまいりましたが、根本的な雨漏りの解消には壁面や屋上全体の改修が必要なことから、中畑小学校北校舎や善郷小学校の体育館の改修には、それぞれ多額の費用がかかるものと想定しております。さきに答弁しました学校長寿命化計画では、施設の老朽化に伴い、今後は施設の維持費が増加していくと考える中で、計画的な整備、改修を実施していくためのものであり、今年度におきましては優先度が高い中畑小学校の個別計画を策定しており、それをもとにして来年度以降、改修を実施する予定であります。

なお、善郷小学校におきましても、来年度、個別計画を策定する予定であり、今後かかる維持、改修費用の縮減・平準化を図り、順次、整備について協議を進めてまいります。

次に、勤労者体育館の改修についてのおたただしですが、勤労者体育館は、以前より鳥などの侵入が見られたため、これまでに侵入経路を特定するため専門業者による調査を実施してまいりました。その結果、屋根と壁の間に一部すき間が生じており、そこから鳥などが出入りしていることが判明したことから、経路を塞ぐための防鳥ネット設置工事の予算を今議会に提案しております。

今後も、平成28年3月に策定した矢吹町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画を策定し、改修時期や費用等を整理し、計画的に改修等を行い、学校生活及び施設利用環境の改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅事業についてのおたただしですが、三村議員への答弁と一部重複いたしますが、道の駅推進事業については、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトに位置づけ、道の駅の整備に向け、平成28年度から学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県行政機関などで構成する道の駅やぶき地域協議会を中心に、矢吹総動員でさまざまな事業に取り組んでいるところであります。

初めに、道の駅開業までのハード事業の主なスケジュールについては、今年度、測量・基本設計に着手し、令和2年度に測量・基本設計・実施設計を完成、令和3年度に造成工事、令和4年度に建築工事・外構工事・周辺工事を完成し、令和5年度中に開業を迎える計画でありましたが、現在、国が実施している国道4号の道路計画検討に関する第2回アンケート調査の結果を受け、社会資本整備審議会道路分科会の東北地方小委員会で、現道拡幅またはバイパス化の整備方針が決定されると伺っておりますが、まだ具体的な説明がなく、道の駅の整備スケジュール自体におくれが生じることも懸念しているところであります。

なお、国からの整備方針の決定が示され次第、建設候補地の選定作業を進めていく予定であります。

ソフト事業の主なスケジュールにつきましては、今年度から令和3年度までは、地方創生推進交付金を活用し、新商品の開発、テスト店舗の開設等を進める予定であります。

地域商社設立に関しては、今年度から設立準備を進め、令和2年度に設立の手続を開始し、令和3年度に設立を予定しております。

今後のスケジュールにおいて、本町が目指す道の駅の事業内容を決定するためには、基本設計及び実施設計が重要であり、これらの計画を策定する際には、これからも多くの方から道の駅に求められる機能や利用者ニーズ等のご意見をいただきながら事業を進めてまいります。

また、財政面でも、事業内容に基づく国や県等の対象補助金の検討を深め、町の財政負担をできる限り抑制しながら、矢吹らしい道の駅の整備事業を推進し、道の駅やぶきの令和5年度中の開業に向け、計画的な事業の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、職責についてのおただしであります。私の4期16年間の職責につきましては、さきの9月議会で答弁させていただいたとおりであります。この間、数多くの岐路があり、私自身、多くの決断をし、矢吹町の将来に向けて最良の判断をしてきたと自負しております。こうした中、無事任期満了を迎えることができますことは、議員の皆さまを初め多くの町民の皆様のご指導、ご支援があり、なし得たものであると強く認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、まず、道路整備の新町西道路の経過について、前回いただいた、主な経過についてというのをいただいているんですが、ここにはダイユーエイトは計画を断念というのが出ているんですが、ダイユーエイトが進出を希望したとか、そういったところが抜けているんですが、それはいつだったのか教えてください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

ダイユーエイトが進出の計画を町に報告したのはいつなのかというおただしでございますけれども、記録によりますと平成18年度の平成19年1月になります。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは次に、県は道路を分断すれば、町長の答弁にもありましたが、道路で分断すれば、2店同時の進出が可能だという説明をされてきています。県はその1点だけを説明しているのか、ほかの方法は提案されていないかお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

道路だけではなくてほかの要件が示されていたのかどうかというおただしでございますけれども、県から、

県と協議しました記録の報告では、別個のものとしての条件は開発会社が同一でないこと、設置者も同一でないことが挙げられる。これらを満たし、それぞれに計画や図面を整えることができれば、商業まちづくり条例とは関係なく立地法、大店法にのっとりたしたる手続を肅々と踏むことができると認識している、道路で分断することも別個なものに含められると記載がございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） そうしますと、県も町も今までずっと道路をつくらないと2社の進出はあり得ないというような答弁だったかと思うんですが、実際には今、課長がおっしゃったように、別な方法でもいいよという提言があったにもかかわらず、なぜその道路だけを選択したのか、その辺をお伺いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

今、先ほど答弁したとおり、道路で分断することがこの条件の中に含まれているというもので認識していたところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） そうすると、道路の分断が、道路での分断が絶対条件だったということによろしいですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

認識としては、道路が要件の中で重要な位置を占めているということで考えていたところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 認識の問題を聞いているのではないんです。絶対条件としてそれが掲げられていたのかということを知りたいんです。ほかの方法もありましたよね。別企業体でやる分には構わないとか、それには道路の条件って入っていないですよ。そこを、絶対的条件だったのか、違うのかをはっきり教えてください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

絶対条件かということでございましたが、県から提案いただいた必要な条件であったのかと思っております。
以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、ちょっと変えまして、今までイオン、コメリ、ナフコの進出計画というものは、ほとんどが口頭で、ナフコに関しては辛うじて仮の計画書があるという今までの質問での回答でした。それで、イオン、コメリは正式に計画書を提出したり、正式に断念したという記録は残っていますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

イオン、コメリについては、記録等は存在しておりません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） そうしますと、この西側開発の誘導道路として整備された道路は、実体のないいわゆるフィクションに基づいてつくられたのかなという疑問を感じます。それについて、フィクションでないと、これはもう実効性があるって正当性があるというのであれば、その根拠となるものをお示しいただきたい。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

何を根拠にということですが、イオン、コメリさんも直接県のほうに相談事として行ったり、正式なものの一つ下の申請計画書もございますが、前段の協議というところも企業誘致の中ではあり得るものでございまして、この決定についてはなかなかちょっと難しい判断であったのかなとは考えております。
以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

○4番（加藤宏樹君）

まあ、話の中で、話を信じて道路をつくったという理解でよろしいですか。話だけでつくったということ
で。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

企業ありきでこう進めてきた道路ではございますけれども、開発誘導ができる道路整備として考えていたところがございますので、後から企業がその開発誘導道路というところの有利性をもって進出してくれるものであると考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） その辺は、ちょっとね、百条委員会でもまだまだ追及できますので。それとですね、ナフコさんが最終的に意思決定がなかったかと思うんですが、いわゆる取締役会においてそういった意思決定はなされたのか、なされなかったのか、それは確認していますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

取締役会で意思決定をしたかどうかについてでございますけれども、確認しておりません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） そうしますと、取締役会で意思決定されないのに、出店するとかしないとかも含めてですね、では、なぜ、矢吹町はナフコが進出する企業だと言ってきたのか、断言できたのかをお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

進出してくれる企業とどうして認識したのかという点でございますけれども、各種図面であったり、あと進出に向けた調査を会社として独自で行っているとか、そういったところで前向きな発言も多く、担当している役員の方から受けたところもありまして、進出には前向きな企業であるということで認識したところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） そうしますと、企業誘致は話だけで終わっていると結論が出たかと思えます。

そうしますと今度は、新町エリアの開発陳情というところになりますね。この陳情は当初、エリア全体の開発に資するという文言だったかと思えます。当然、我々もエリア全体が開発されるものという認識で道路の整

備はいいだろうと、で、ふたをあけたら道路だけが通った。そこには道路だけが残ったという形になっているわけですが、有効活用できる路線とか重要な幹線道路、新町エリアの活性化と、うたい文句はこれきれいでいいんですけども、具体的にこれから町はどうやってあそこを開発していくのかお答えください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

町が開発していくというのではなく、開発業者であったり地権者の皆さんと協議しながら支援に努めていくということで、その辺で、できるだけサポートに当たりたいというところで考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） そうしますと、最終的には地権者の皆さんの自由裁量で何でもできるということでの理解でよろしいですね。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

基本的に地権者の皆さんというところの考え方はそのとおりであるとは思いますが、地権者会としては要望書が出されておまして、その中には乱開発とにならないような一体開発ということになるように、確認書ということで取り交わすという文言もありますので、その一体開発に向けて、町として連携を密にしながら全力で支援してまいりたいということで、今後も進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） ただいま確認書という文言が出てきましたが、これは前も一度聞いているんですが、法的拘束力は何もないですね。破ったからどうのこうのものないし、途中で計画が変わったといっても文句言えないし、それでどうやって面的開発するんだという、担保できるものはあるのかということを知っているんですけども、担保はしないですね。できないとはっきり言っちゃったほうがいいのではないですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

要望書が正式に提出されていることがあり、その中にも文言として書かれているものがございます。

担保できるのか、法的にどうなんだというおただしでございますけれども、担保できるものではないですが、

このように、会長が地権者会の中で協議した中で、町のほうに提出したものに記載しているものでございますので、そこは重要な要望書であったということで、私どものほうでは認識はさせていただいております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、ちょっと話を変えましょう。

次に、小学校の修繕のお話でございます。

29年度には学校長寿命化計画というものをやっていると、その中で、まあ矢小はその前かと思いますが、矢小はきれいに直りました。それで、長寿命化計画をして、中畑小学校と善郷小学校の雨漏りは大分以前から指摘されていますよね。それに対して、今年度やっ和中畑小学校を改修するつもり、善郷小学校は来年度、何でもっと早くこれできないんですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、氏家康孝君。

〔教育次長兼教育振興課長 氏家康孝君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（氏家康孝君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

矢吹小学校が先、改修をして、中畑、善郷は何でおくれているんだということでもありますけれども、現在、町では全体で公共施設等の総合管理計画を策定をし、計画的に長寿命化あるいは施設廃止等の計画で進めております。その中で、昨年度、学校長寿命化計画を策定をし、その中で個別計画を策定することにより、国等から有利な財政措置が受けられるということもあったことから、今年度、中畑小学校の個別計画を策定し、来年度、善郷小学校の個別計画を策定を予定しております。ですので、全体の総合計画、そして、学校長寿命化計画に基づく個別計画を策定した後に、計画的に今後は進めてまいりたいということでございますので、その辺についてはご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○教育次長兼教育振興課長（氏家康孝君） なぜ、というところでもありますけれども、その当時の財政的な内容あるいは優先順位等があったのかと思われますので、詳しいことは私のところではちょっと答弁できませんけれども、当時の財政等の状況があったのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） これ先に聞いておくべきだったのですが、中畑小と善郷小の雨漏りは、いつわかっていったんですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、氏家康孝君。

〔教育次長兼教育振興課長 氏家康孝君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（氏家康孝君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

はっきりした時期がわかりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） そうしますと、矢吹小学校、今からまあ3年ぐらい前ですか。改修されたかと思うんですが、そのときに、体育館の屋根にかなりのふぐあいがあるということで増額補正していますよね。矢吹小学校の体育館は、見つけたらすぐに直してくれたんですね。善郷小と中畑小はいつかわからないですけども、去年だったらまだいいですよ。去年だったら。その前からあったはずなんです。それを何で放置していたのかということを知りたいんですよ。金がないだけでは済まされないですよ、これ、子供なんです。学校施設なんです。その辺をお答えください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

矢吹小学校の体育館につきましては、この校舎の長寿命化で工事している途中にそのことが問題になりまして、そして、利用している地域の方あるいは保護者等から、せつかく校舎もよくなっていくのに体育館はどうしてくれるんだというような要望もありまして、矢吹小は校舎の長寿命化が ければ私どもはそれで完成というふうに思っておりましたが、完成ということであれば小学校の体育館を何とかしてほしいという要望がありまして、それでは矢吹小については、これで改修等は終わりというようにすべきかということをお考えまして、体育館の改修、屋根の改修を行ったわけでございます。

それで、そのとき矢吹小の体育館はそこで授業を行うということがあったわけでございます。そこで、中畑小の場合は、教室や体育館ということではなくて廊下、それから階段、踊り場等でありましたので、何とかそれは少し我慢してほしいということが一つございました。

と申しますのは、専門家に見てもらったら、これはここが悪いから漏れているんだということではないと。そして、この陸屋根というんですか、その屋根を見てもらったら、これはここを直せばいい、ここを直せばいいというのではなくて全面的な改修が必要である、そうしますと、それは矢吹小も同じではございましたが、じゃ、もう少し我慢をしていただく、そして、中畑小の踊り場とか、部分的にはですね、改修をして、それでもなかなか雨漏りはとまらなかったわけでございますが、そして、あとは壁からしみ出してくる、いわゆるひびが入っていると。そういうことで、中畑小の改修は先延ばしにしたという状況でございます。

なお、善郷小については一部雨漏りがするということで、あの体育館ですね、ということでありましたが、雨が降れば、じゃ雨漏りがするののかということ、必ずしもそうではなくて、その風向きとかそういうのによって雨漏りが、いわば時々するとかですね。でも、それが、善郷小の体育館の屋根については、次第にこう雨が降るとどうしても雨漏りしやすいという状況になってきているわけでございます。そこで、体育館は授業もするわけでございますが、そういうふうに雨漏りがしたり、時には風向きによってはということもありましたので、中畑小の北校舎の場合には廊下全般についてということがありましたので、中畑小を先にということで、

善郷小をその後にというように、これまで考えてまいりました。

児童あるいは保護者の皆さんには、雨漏りのするところとということで長く我慢していただくことについては、私どもとしては大変申しわけなく思っておりますが、大変でも来年、再来年ということで改修していきたいと思しますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 長々と話すことになるのでやめます。

次に、財政ということで、4年前だったか、その8年分の財政シミュレーション、いただきました。今もそれしかないんですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

今時点で、作成済みのものはそれしかございません。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 4年後までの分しかないと。これから道の駅をやったり、給食センターをつくったり、当然、運動公園予定地もまた開発しようという計画もございます。それで、4年分しかないとすることは、じゃ、10年後はどうなっているかわからないということですよ。そういったのを示さないで、財政は大丈夫ですとか言えるんですか。お聞きします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

なかなか答えにくいご質問でありますけれども、財政の運営状況としては、今後やる事業に合わせて財政計画をつくっていく部分もありますし、財政が大丈夫でなければ事業をやっていくことができない、その調整をしながら進めていくしかないと思っております。それが20年後、30年後ということであれば、なおさら国の制度あるいは社会経済情勢、財政の状況、変わってきますので、対外的に示せるものはやはり長くても、総合計画の期間8年間を作成して、前期、後期で見直して、後期で見直すときには次の前期の4年間も見通すようなことで、財政計画についてはつくってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） そうしますと、4年分のほかに今年度、あと4年分、今つくっているということでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

後期計画の計画期間4年間の財政計画プラス次期計画の前期の4年間、合わせた8年を現在策定中ではありますが、諸般の事情によりまして大変スケジュールがおくれておりますので、今年度中にはなかなか厳しい状況です。ですけれども、来年度前半にはお示しするようなことで考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 町長答弁の中に、人口減少社会の進行による影響、財政運営における中長期視点の必要性は高まっているという認識を持っていると。認識だけ持ったってだめなんです、これ。やるかやらないか、認識は持っているけれどもやりませんでは意味がないんです。だから、2050問題、あの日本の地方自治体の半分がなくなるんじゃないかというあのお話ですけれども、そういったものにやっぱりターゲットを絞ってやっていかないと、今後地方自治は生き残れないですよ。だから、ぜひその中長期的なものも、多少精度なんか低くたっていいのでつくっていただきたいんですが、そういうお考えはありますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

先ほど、私、一応4年間プラス4年間で8年間というお話をさせていただきました。町長答弁の中で、中長期での今後8年間を予測しということですので、同様の答弁ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それではですね、道の駅ということで、質問を少しします。

道の駅事業に関して、現在はやると、進めるというところでしょうか、これ、4号線がバイパスになるのか、拡幅になるのかということ。

〔「さっき言った……」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 私語は慎んでください。

○4番（加藤宏樹君） まあ、じゃあ、拡幅になるだろうというお話でございますが。

〔「決まっていないよ」と呼ぶ者あり〕

○4番（加藤宏樹君） まだ決まっていない中ですね。

やはり道の駅の総事業費ならびに運営した場合の経営状況ですか、黒字化が本当になされるのかどうか。一旦立ちどまって再点検するべきだと思うんですよ。本当にもうかるんだったらやってもいいですよ。絶対もう

かるというなら。いや、やってみなきゃわからないでは、これ投資する意味ないでしょう。ましてややがてお荷物になんかなっちゃったら困りますからね。そういったことで、撤回も含めて再検討はする気があるかどうかお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

今、道の駅のお話であります。ご承知のように道の駅の整備は、総合計画の重点プロジェクトに位置づけております。その総合計画につきましては、別な言い方では、首長のマニフェストということで考えてもおります。ご理解いただきたいのはそういうことで、野崎町長退任されるその任期、1年半ばになります。総合計画と財政計画、当初予算編成、これにつきましては通常より遅い時期で、首長のマニフェストとして総合計画の内容について全て再点検して、道の駅の再点検が必要かどうかから、そこからもう入ってくるというふうに私どもは認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 町長のマニフェスト的なものということでございますが、そもそもですね、道の駅をやるかやらないかというその議論はどこにあったのか、もしあったのであれば、ちょっと私忘れていないんで教えてください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

道の駅についてでございますが、復興計画というものが以前ありまして、その中でアンケートを行っております。そこで町民の多くの声として道の駅というものがございまして、それで、総合計画の中に位置づけがなされ、その後地域協議会が設立して進められてきたものだと思っております。

以上です。

○議長（大木義正君） 残り2分40秒あります。

再質問ございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 要は、マニフェストとか、さきにご案内はしているとかじゃなくて、議会でそれをきちんともんだ経緯があるかと聞いているんですよ。やるか、やらないか、そこまで。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

道の駅については、これまでに予算協議もさせていただいたところもございます。また、先ほど答弁したとおり総合計画、議会承認いただいております。その中でも説明してきたというところで認識はしております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それではですね、町長、16年を振り返って、私は、運動公園予定地、仮置き場ができていけばいいかと、今でこそなお思いますね。今回、運動公園予定地ということで再整備の計画も上がっています。あのときに造成をしておけば、今ごろぱっと運動公園予定地の運動場はできたんです。もう仮置き場からもうみんな汚染廃棄物を運ばれていますので、今は平場の更地がそこにあるという状況があったのではないかと思います。それを決定した町長、今をもってどう思いますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

私も全く同じ考え方で当時おりました。国の予算を使って、総合運動公園を造成するだけで、当初、町で計画した際には5億円かかるといわれました。ですから、ピンチをチャンスにというような考え方のもとに、総合公園運動用地の予定地に仮置き場、汚染物質の仮置き場をつくればその造成費が浮くだろうというような、そんな思いがございました。ただ、この放射能という問題はそれ以上にナイーブな問題として、当時の総合運動公園予定地の周りの住民、寺内、鍋内、文京地区の皆さんが反対をした。これは十分に私も理解できるところでございます。あの場所はさほど放射能の値が高くない。それがですね、町内各地から汚染物質の濃度が高いものを運ぶというものについては、そこに、近くに住む住民からすれば当然いたたまれない、受け入れがたい、その思いを十分に理解をさせていただきました。したがって、損得勘定だけではなく、当時の状況を考えれば、私が最優先しなければいけないのは人命、人の健康だということで決断をさせていただいて、あのような決断をさせていただきました。今、加藤議員のほうから言われて思い出したんですが、当時の判断としては間違っていなかったのではないかとこのように思っておりますので、よろしくご理解いただきまして、私からの質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 以上で、4番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時40分からお願いします。

（午後 2時29分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

ここで、13番、角田秀明君より、身内に不幸があったため、本日午後3時から早退、あした3日、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

◎会議時間の延長

○議長（大木義正君） ここで、お諮りいたします。

時間を延長して一般質問を続けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認め、時間を延長します。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（大木義正君） 通告4番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

傍聴にお越しの皆さん、いつもありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、大きな質問で3点させていただきます。

まず第1点目といたしましては、まちづくり矢吹事業についてであります。

地域の担い手づくりと活力あるまちづくりを、官民連携による事業化により実現するというを目的として、本年の5月に設立された一般社団法人まちづくり矢吹であります。このまちづくり矢吹に対して、10月から窓口業務など町役場業務の一部を委託をしておりますが、まちづくり矢吹の現在の事業内容、この役場業務以外にもいろいろとやることができました。その現在の事業内容や構成比はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

また、まちづくり矢吹の事業の中に、テレワークを活用した時短や働き方改革を行うということがありまして、雇用の創出面でも大変期待をされるところであります。現在のテレワーカーの登録状況や受注状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

また、10月から委託をした一部の役場の業務に関してであります。まちづくり矢吹の役員には三鷹等でも実績のあります株式会社コミクリさん、こういった方も加わっております。このノウハウ等を活用した町民サービスの向上につながる改善提案等があったのであるか、あればそれをお示しいただきたいと思っております。

続きまして2番目の質問であります。

障害者施策について。

視覚に障害を持つ方々の団体から、役場のほうに対して毎年でありますけれども、長年にわたって、公文書等に関して、点字や音声版で通知をしてほしいという要望が出されておりますけれども、その辺の対応状況、毎年出されているということですが、今時点ではどのようになっているのかをお伺いしたいと思っております。

また、重度障害者が県内の医療機関を受診した際の窓口負担が、比較的所得の低い傾向にある重度心身障害

者医療費助成制度対象者の方々の負担になっているということがあります。所得低い中であって、この制度があることによって医療費の負担が軽減されているわけでありますけれども、一度これが窓口において全部払って、自分で一旦立てかえて払わないといけない、そして、また後から、町においてこの申請をすることによって助成が受けられるということでありまして、この申請の手間もありますし、医療機関を受診してから給付まで2カ月程度がかかるという問題もありまして、この窓口負担を、自分で一旦立てかえて払うのをなくしてしまう、いわゆる現物給付化について、これまでも幾度となく要望また質問等もさせていただきましたが、今現在、この実現への見込みはどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

また、平成28年の4月に障害者差別解消法が施行され、東京都、またこれとは別に東京都日野市などでも、こういった法律を受けて障害者差別解消推進条例が制定されるなど、障害者の方々が生き生きと暮らせるまちづくりを行おうとする取り組みが見られております。障害者の方々が暮らしやすい町をつくること、これは乳児からお年寄りまで多様な立場の住民が暮らしやすい町にもつながると私は考えますが、条例制定なども含めて、町としてはどのようにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思っております。

最後の質問、3番目でありますけれども、複合施設における図書館の運営についてであります。

来年の10月に町立の図書館の機能が含まれた複合施設、これが完成をして供用開始されますけれども、これは、図書館については、町の重要な教育施設でありますけれども、その図書館の中身ですね、一体どのような図書が配架されるのかですとか、それから、具体的にこれからせつかく図書の蔵書数もふえるわけですけれども、そこにおいて、じゃ、町の将来とか町のあり方等に係るような図書がどのようなものが含まれるのか、そういったようなものが見えてこない感が、私個人としてはあります。図書館の形等は見えてきているんですけれども、中身が見えてこない。

こういったことからいいますと、かつて指定管理者制度の導入時に、図書館の運営等について諮問そして答申をする図書館協議会というのがありました。これは今の図書館のことでありますけれども、これが指定管理者制度のときに廃止されてしまいましたが、現在の町立図書館の運営方針や蔵書の決定などに関して諮問等をするところはどこなのか、どこの機関が行っているのかをお尋ねいたします。

また、それに関連いたしまして、現在の図書館の運営に関して諮問を行う機関において、図書館に関する意見等がどのようなものが出されたのか、出されたことがあるのであれば、その内容も含めて示していただきたいと思っております。

最後になりますけれども、図書館の運営に関しては、町の教育施策とも密接にかかわってくるものであります。図書館の本をどのようなものを置くかによって、町の子供や、また生涯学習をする大人の方にとっても、この場を、図書館を利用してどのようなことを学んでいくか、町に対してどのようなことを考えていくか、そういったことにもつながってくるわけでありまして。そういったことからいいますと、多様な立場の図書館利用者を含めた図書館協議会というものの設置が必要であると思っております。現在も公募等も行っているのかもしれませんが、もっともっといろんな立場の方を含めた図書館協議会というものを含める設置が必要と思っておりますが、教育長はどのようにお考えになるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

以上3点、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、まちづくり矢吹事業についてのおただしであります。一般社団法人まちづくり矢吹の現在の事業内容につきましては、事業構想及び中期経営計画に基づき、行政事務委託事業として本町の総合窓口、都市整備課窓口、学校支援員、放課後児童クラブの4業務を受託しているほか、パソコンを使ってウェブサイトの記事作成やデータ入力等のさまざまな仕事を受注するテレワーク事業、子育て支援情報発信サイトの構築・運営、三神小学校でのプログラミング教育支援、さらにはドローンの産業活用を推進する取り組みとして操縦体験会を開催しております。

また、これらの事業の稼働比率につきましては、行政事務委託事業が約70%、テレワーク事業が約10%、子育て支援情報発信サイトの構築・運営が約5%、三神小学校でのプログラミング教育支援が約5%、ドローンの産業活用を推進する取り組みが約10%となっております。

次に、テレワーカーの登録状況につきましては、現在は町内から6名、町外から2名、計8名の登録があり、業務の受注状況につきましては、専門紙に掲載された工事等の入札結果をデータとして入力する業務を854件納品したほか、ウェブサイトの記事作成業務を2件納品しており、今後も継続的な受注が見込まれると伺っております。

なお、株式会社コミクリからの町民サービスの向上に資する改善提案につきましては、現時点では本格実施にまでは至っておりませんが、最先端技術の一つであるロボティック・プロセス・オートメーション、RPAを導入し、定型業務をロボットが代行・自動化することで人的ミス及びコストの削減を図る実証事業や、ふるさと納税の返礼品として団体向けの高額返礼品を開発するなど、今後の事業の取り組みについて提案をいただいております。

今後も、まちづくり矢吹の自立経営を支援するとともに、官民連携によるまちづくりを推進することで、地域経済の活性化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町からの公文書について、点字や音声版への要望に関する対応状況についてのおただしであります。公文書の点字や音声版への対応につきましては、視覚に障害のある方々から要望をいただいておりますが、現在の対応状況といたしましては、ボランティア団体、声のボランティアこだまによる広報やぶき及び議会だよりの読み上げ録音を実施しており、録音したCDを4名の方々へ配付しております。

なお、ご要望いただきました公文書の点字または音声版での通知につきましては、個別に対応することが現在のところ難しい状況であります。先進地の事例等を調査、検討し、本町での取り組みが可能なところから対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、重度心身障害者医療費給付制度の現物給付化についてのおただしであります。平成28年12月議会、平成30年6月議会にて安井議員へ同様の答弁をさせていただきましたが、重度心身障害者医療費給付制度は医療費の一部を給付することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とし、保険診療の自己負担分を給付する制度であります。

給付方法は、受診者が自己負担額の全額を一旦支払い、医療機関より証明を受けた申請書を町に提出し、町

の確認審査を経て、指定された口座へ振り込む償還払いが原則となっております。このため、市町村が独自に現物給付を導入した場合、医療機関を受診する患者数がふえると国は解釈しており、ふえた医療費については市町村国民健康保険への国庫負担を減額するという考えであり、国民健康保険が都道府県へ移管された現在も国の方針に変更はありません。さらに、医療機関との調整が必要となることや、電算システムの改修費、レセプトの管理手数料等の新たな財政負担がふえ、さらには高額療養費の自己負担限度額についても世帯や所得等により異なるため、現物給付化については慎重な対応が必要と考えております。

県内で現物給付を実施している市町村数は、令和元年10月末現在、15市町村であり、近隣では棚倉町のみ実施しております。

本町では、入所施設や医療機関等による代理申請や郵送による申請を受け付けることで、申請者の負担軽減を図っております。議員おただしの重度心身障害者医療費給付制度における現物給付化につきましては、近隣市町村の動向を踏まえながら検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、障害者差別解消法施行に関し、条例制定も含めた町の考えについてのおただしであります。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は、障害のある人とない人とが平等の機会を得られるよう、差別の解消に向け禁止事項や問題解決の仕組みを定めております。

議員おただしのとおり、東京都日野市を初め条例を制定している自治体もありますが、県内において条例を制定している市町村はないと認識しております。また、郡山市や須賀川市においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員要領を策定し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めている市町村もありますが、本町においては策定しておりません。

なお、総合窓口では筆談マークをカウンターに配置し、聴覚障害のある方等の対応を図っているほか、ヘルプマーク・カードの配布も行っており、障害のある方に対し丁寧な対応を行っているところであります。

今後、近隣市町村の状況を調査し、本町での制度化につきましても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、図書館の諮問機関についてのおただしであります。さきの9月議会においても、安井議員から同様の質問をいただき答弁させていただいておりますが、平成元年の図書館開設に合わせて設置された矢吹町図書館協議会は、社会教育について幅広い見地から審議を行うことを目的として、平成19年に、図書館、公民館、文化センター、ふるさとの森芸術村に関する審議会等を矢吹町文化振興審議会、以下、審議会といいます、へ統合しております。

このようなことから、議員おただしの図書館の諮問機関につきましては、現在は審議会が図書館協議会の役割を担っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町文化振興審議会における図書館の運営に関する意見等についてのおただしであります。審議

会につきましては、年度当初に生涯学習関係の各種事業や図書館を含めた社会教育施設の年間事業計画を審議し、委員の方々からご意見を伺っております。また、年間計画のほかにも、前年度の事業報告を行いご承認をいただいているところであります。なお、必要がある場合には臨時会を開催することとしております。

これまでの審議会において委員の方々から出された図書館の運営に関する意見としましては、図書館に借りた本がない場合の対応方法についてであります。この場合は、県立図書館や近隣の図書館との相互貸借により、蔵書している図書館からお借りし利用者へ貸し出す方法があること、または、利用者からのリクエストとして受け付け、町図書館において購入する方法があることを説明させていただいております。そのほかには、図書館に設置しているパソコンを長時間占有しており、他の利用者が使えないというようなご意見もあり、利用時間を設定するなど、利用者の視点に立った適切な対応をさせていただいております。

今後も、審議会において、図書館を初め各施設の運営等に関する意見等をいただき、利用者の満足度向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、図書館協議会の設置についてのおたがしであります。先ほどの答弁と一部重複いたしますが、平成元年の図書館開設に合わせて設置された矢吹町図書館協議会は、社会教育について幅広い見地から審議を行うことを目的として、平成19年に、図書館、公民館、文化センター、ふるさとの森芸術村に関する審議会等を矢吹町文化振興審議会へ統合しております。

図書館の運営におきましては、指定管理の受託団体と教育振興課において毎月定例会を開催し、施設の運営状況や課題等を話し合いながらよりよい運営に努めていただいているところであります。

なお、図書館内では常時、投書箱を設置しており、図書館利用者の意見を運営に反映させることでサービス向上に努めているところであります。

さらに、今年度の11月に図書館利用者の方々へアンケートを実施しております。利用者からいただきましたご意見につきましては、指定管理者がその対応等を図書館内に掲示するとともに、次年度の事業計画に反映することとしております。今後も図書館運営に対し、利用者からの声、意見等をお聞きする機会やその方法等を検討し、また、審議会での意見、審議を踏まえ、利用者の満足度向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それではまちづくり矢吹事業に関して、再質問をさせていただきます。

今回、事業の稼働比率ということで行政事務委託事業が約70%、またテレワーク事業が約10%、子育て支援情報発信サイトの構築・運営が約5%、三神小学校でのプログラミング教育支援が約5%、ドローンの産業活用を推進する取り組みが約10%、お示しをいただきました。町からの業務委託については70%ということでありませぬけれども、この稼働比率というものは一体どのような単位なのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

この数値につきましては、あくまでもまちづくり矢吹さんからの申告でありますけれども、稼働率というものの捉え方ですけれども、まちづくり矢吹さんが取り組んでいる事業にどれだけの人数と時間とを費やしているか、それを概算で算出されたものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 時間や対応している人ということで、人口とかそういったものに当たるのかなとおもいますが、それとは別に、構成比といいますと、売上げの比率というものもあると思いますけれども、そちらの比率については、それぞれの事業について数値等があればお示しいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 大変申しわけありませんけれども、今のご指摘に対して準備している資料はございませんが、ただ、金額的などところで言いますと、90%以上が町の行政事務の委託内容というふうになっているという報告はいただいております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 数値等、ぜひ、後ほどでも構いませんので示していただきたいなど。その辺はいかがでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

年度終了時の業績については、私どものほうでも確認させていただく必要があると思いますので、把握した後の最適の段階でお示しできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 後でお示しいただけるということで、それは承知いたしました。

それで大体の数値的なものでいきますと今、町の業務に関しては約90%かな、それ以上かなという感じでしたけれども、これは当初の事業計画等からいったら多いのではないかなという感じが受けるんですね。といいますのも、テレワーク事業とかを活用して私ども、町の職員の皆さんと一緒に、コミクリさんも提携しております塩尻市の振興公社のほうにも視察に行きましたけれども、そこでは多くの市民の方がすき間時間等ですと

か、そういったものを利用してテレワーク事業に取り組んでおられるということで、多いんですね。雇用ですとか、それから所得の向上にもつながっているのかなと思いますけれども、それが今のお話ですと90%近くが町からの業務委託ということでありますから、ちょっと少ないのではないかなと思いますけれども、当初計画から比べたらその辺はいかがなんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

当初計画で、それぞれの業務の割合というものは設定はしていなかったというふうに認識しておりますが、私どものほうで地方創生の補助金の関係で提出しているK P Iにつきましては、テレワークの登録人数についての指標を示しております。その指標に比べますと、年度途中ではありますけれども、達成するのは非常に厳しい状況というふうには考えております。

ただ、状況としましては、まちづくり矢吹さんと町の委託業務の調査あるいは、どのように取り組むかというところに力点を置いていただいておりますので、初年度は、ですから、テレワークにつきましては現時点では余り積極的なPRができていないという状況もあるんだろうなというふうには思っております。年度後半にかけてどのように取り組むか、まちづくり矢吹さんと協議を深めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいまご答弁にありましたように、K P I 値等から見てもちょっと少ないのではないかなということ、明らかになったのかなと思います。もちろん、塩尻市の振興公社さん、視察に行った際にも最初の立ち上げ時は少ないでしょうということで、3年ぐらいかけてやっとそれだけの働き方も確保できたし、仕事も確保できたということで、これについては大いに期待したいところであります。

今後もぜひ、そのテレワークの事業で町民の方の働く場ですとか、雇用と所得の向上等につなげていただきたいなとは思いますが、同僚議員に対する答弁にもありましたように、どうも今のまちづくり矢吹さんを見ていますと、ほとんどが町の役場の業務を請け負っていることに力点を置いていて、なかなかほかの業務のほうには力を入れて、入れようとしているんですけど、そこに回っていない状況にあるということであれば、まちづくり矢吹自体が、町の役場業務を主体にして事業を行っていくというふうに捉えられるかなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

現時点での取り組みの内容につきましては、まちづくり矢吹さんの、そのものの職員さんあるいは経費等について、行政事務の委託事業に取りかかるのがやはり手いっぱいの状況というふうには認識はしております。

これから新たな分野に手を広げようとするところは、将来計画でも見てとれますので、今後の職員の採用等広がればこちらのほかの事業、書いてありますテレワークあるいはドローンの産業活用、農業分野にまでの進出というところも計画書に記載されておりますので、現時点でそのように役場の仕事だけというふうに思われたとしても、将来的にはその部分については何分の1かになるというふうを考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいまのお話を聞きますと、役場の業務を受注することによって、そのほかの業務にもお金が回っていきますよという、そちらの事業に対しての投資もできますよというふうに聞こえますけれども、そういったことなんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

そのように受け取られたような答弁でしたら申しわけないんですけども、そのようなことで、役場の仕事をやることで利益を生んでそれで広げる、そういうことでは全くありません。ただし、結果として販管費が15%つきますので、それが実際に業務を運営する中で必要でない部分が出てしまったというところについては、ほかの事業に回る部分もあるんだろうというふうに思います。ただ、基本的にはそれぞれの部門部門での収入支出というところになって、利益を生むような業務については、その利益を全体の取り組みの中で活用して新たな分野の事業に取り組む、そのような内容だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 今、販管費15%というお話もありました。それでその15%は基本的には町からの役場の業務、そういったものに充てるという、その販売管理に充てるということであるけれども、それでもほかのものにもいくかもしれないような、そういったお答えが今、あったわけなんです。

15%の販管費を払う、また、これに対して消費税10%を上乗せして、今、役場の業務を発注していると思うんです。そういったお答えがこれまでも説明がありましたので。それだけのものをやっつけて、役場の窓口で実際にいる方、まちづくり矢吹に移籍する前は役場の臨時職員の方たちが担っている、その同じ方たちがそこに行っているわけです。そうなりますと、この販管費15%というものの必要性、また消費税を払わないといけないという必要性が、やはり税金がもとになっているものですから、それからいきますと、どうも別にそこに回さないでもこれまでと同じように、来年の3月までは臨時職員、そして4月以降は会計年度任用職員にしていくということのほうがメリットがあるのではないかなと思います。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

販管費15%については無駄ではないかというお話ありましたけれども、やはり人事管理、人事労務管理の中で職員が携わっている時間あるいは労力等から勘案しますと、販管費を支払うこと以上に効果はあるのではないのかなというふうに考えております。

なお、今回10月ではなくて4月というところでご指摘ありましたけれども、スタートは全部10月ということで考えていました。10月というのは、4月ですとちょうど総合窓口の忙しい時期に重なってしまうので、新たな制度で導入することはなかなかその時期には難しいということで、法律が改正、施行される4月1日前でちょうど臨時職員の任期が切れる9月いっぱい、10月1日から新たに委託を全部スタートさせようということで考えておりましたけれども、簡単に移行できる総合窓口、都市整備課窓口、学校支援、児童クラブだろうということで、それ以外のものについては全体的な労務内容の調査を再度必要だろうということで、その部分を延長して来年の3月までというふうなことで取り組んだということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいま、全ての業務について10月からスタートと考えていたのが、いろんな業務の都合上から一部の取り組みやすいものから10月にスタートして、残りは4月からということでありましたけれども、私ども議会に説明があったのは、10月からスタートするのはテストケースであるというようなそういったお答えだったと思いますが、その辺が違うように思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えします。

これまで10月1日スタートがテストケースというなお話は、私はした記憶はございませんし、そういう認識でもございません。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 認識違うということで、そういったことであれば私もそういった認識の仕方が誤っていたかもしれません。感じ方が違っていたのかもしれませんが、何はともあれ、この来年の4月からは任せられる業務は全てを任せてしまうということで、移行されるというわけですけれども、販管費の15%、これが一体どういった構成になっているのかとか、あと、同僚議員への答弁もありましたけれども、業務がたくさん出すことによって、業務の集約化がされることによって、そういった集約化がされることによって税金の節約になるようなお話でしたけれども、その辺の内訳がちょっとわからないんですね。そういった根拠みたいなものを、今、お示しいただけるんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

安井議員のお求めになっているところは、簡単に申し上げますと臨時職員、今のところ10人だったところを委託すると、それでは何人になるんだ、6人、7人になるのかというところが一番よろしいのかなというふうに思うんですけども、そのようなことでよろしいでしょうか。

それにつきましては、現時点でお示しすることはできません。それを、積み上げを今やっているところであります。前回もお答えしましたが、4月の段階でどのぐらいの仕様書、業務量の仕様書ができて、それに基づいた契約というところになりますので、早くも当初予算の中ではそのことについて説明できるようにしておかなくてはならないというふうに思いますので、2月ごろまでには取りまとめをしたいというふうに考えておりますのでご了承いただきたく思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいまのご答弁ですと、早くも2月にならないとその数字的なものが示していただけないということで、そこから3月の議会で当初予算、議決するわけですし、4月からもう実際に移籍等も始まってしまうわけです。そうすると、ちょっとなかなか議会としては検討もするのが難しいかなと思うんですね。途中経過であってもいいんですよ。見込みとかそういったものもあると思うんですけども、大体何人を移行するとか、それも実際にまた会計年度任用職員に移行するための職員採用試験とか経ないと実際の数字は出てこないと思いますけれども、そういった計画すらも示していただけないのでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

途中経過でもという、今お言葉ありました。実は、第1段階の各課への照会をして取りまとめをするのが先月いっぱいになっております。それで、それを集約したものを取りまとめてある程度の数字は、この議会の最終日というのはなかなか厳しいかなというふうには思いますけれども、一度いずれかの機会には予算編成の段階以前の機会にお示しさせていただくようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 前向きなご答弁いただいたかなと思います。ぜひ、その辺はお示しいただきたいと思えます。

そこで、もうちょっと細かい話に移りますけれども、テレワーカー登録状況、先ほどもなかなかスタートだから難しいのはわかるんですけども、ちょっと少ないかなというのがありますね。これは、例えば入力業務ですとかそういったものであれば、こういった業務もありますよという周知とかをですね、どんどんやっていたらもっと集まると思いますし、すでにテレワーカーの方6名、町外の方も含めると8名の方が登録し

ているわけでありまして、そういった方が仲間を誘ってもらおうとか、そういったこともあると思うんですけども、そういったことは今のところやっておられないのでしょうか。なかなか少ない人数ですから、そこに力を割くのは難しいと思いますけれども、今いるテレワーカーさん活用すればそういったこともできるのではないかなと思います、そういったことはされているのかご答弁をお願いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

今、テレワーカー登録されている方の業務内容につきましては、入力作業もやられているというふうには伺っております。それで、これから拡大するためにはパソコンでのマニュアル等の入力、そういったものにも拡大して取り組んでいきたいというお話は聞いております。そういった業務について役場の中にもありますので、そういったものをテレワークの業務に提供をするようなことも考えていって、対応していただけるテレワーカーさんをふやしていきたいというふうを考えておりますし、まちづくり矢吹さんのほうにもそのように協議してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） こちらの最初の質問の中で、まちづくり矢吹さん側から、役場の業務委託をしたことによって業務改善等の提案等あったのかということに対して、ロボティック・プロセス・オートメーションということで、ロボット技術等を使用して定型的な業務をこのロボット等、AI等ですとか、AIではない場合もありますけれども、RPAといいますと。そういったものに活用していくという提案はいただいたということ、またふるさと納税の返礼品等についても提案をいただいているということでしたけれども、私がお聞きしたかったのはこういうことではないんですね。実際に役場窓口業務等を請け負っているわけですね。その中でまちづくり矢吹さん、これまでの三鷹等々での実績等からいって、こういった苦情等が発生してとか、こう直したほうがいいのか、こういった業務フローは改善しようとか、そういったものがないのかということをお聞きしたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

まちづくり矢吹に移行して2カ月が経過したばかりであります。同じ場所にいるといっても、業務内容については若干変更して対応しなければならないという部分がありましたので、今ようやく、変わった業務でなれているような状況かなというふうには思っております。ただ、今やっている仕事について、まちづくり矢吹に変わって、こういうふうに変えることができるというふうにお考えいただくようになるにはまだ時間がかかるのではないかなというふうには思っております。自分のかかわっている業務についてまちづくり矢吹の事

務局のほうに報告しながら、ではそれについてはどういった改善ができますかというのは、検討を始められるのはこれからというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 提案がないということでありますけれども、普通ですね、2カ月働いていれば、いろいろと実際に働いている方からも、こういった苦情が寄せられましたとか、こういったことを今までと違ってやりづらいいんですとか、そういったことも出てきていると思うんです。逆にですね、これまで指導監督していた上の立場、例えば係長さんですとか、そういった方から見てもやりづらいところもあると思いますし、そういったことからいいますと、どうもよくなっているような提案とか得られていないのではないかなというふうな感があります。

そこでありますけれども、何て言いますかね、もうちょっとその辺はですね、いろいろ問題点出てきていると思いますから、そのあたりはやはり議会にも知らせていただいて、対応等、議会も議論する場を持ちたいということからいいますと、そういったことも含めていろいろとそのまちづくり矢吹さんのメリットみたいなこと、早目に知らせていただきたいと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

改善、提案というところで、私どもが勘違いしているのは、やはりコミクリさんのほうから革新的な業務改善というところで提案はないのかというふうに受けとめておりまして、RPAについてお話をさせていただいております。

今、議員おっしゃったような内容、日ごろの、こういうことあったからこういうふうにしましよう、それは日常的にあるものだというふうに思っております。その場で改善されているものだというふうに思っております。そのような内容については、多分町の方にも報告はないんだろうなというふうに思っております。受け取り方がまた違っているのかもしれませんが、日常的な事務処理の改善というのは本当に日常的にやられているもので、私どもも余り把握はしていないものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） やはりこれまでの経費に比べて、15%の販管費そして消費税も10%上乘せしてお支払いしている中で、役場で働く方が所属がどうであれ、何か問題等とか悩み等抱えていては、町民サービスの低下にもつながることもあるかと思しますので、そういったことはないということでしたけれども、そういったことがないという前提ではなくて、ぜひそういったことも把握しながら、また、まちづくり矢吹の移行した職員さんも含めて、もし国の言うように臨時職員の方を会計年度任用職員に移していくことも、そちらのほうにメ

リットがあるようであれば、そちらも考えていただきたいと思います。まあ、この辺はまた細かい話になりますので、この辺の質問はいたしませんので、次の質問に移らせていただきます。

障害者施策についてでありますけれども、公文書の点字版や音声版への対応ということで、今、ボランティアの方に協力いただいて、広報とそれから議会だよりについては4名の方に配付しているということですね。これが、4名の方、潜在的な需要があると思うんですよ。これに対して個別に対応する、公文書についてはその対応ができないということはどういったことが難しいんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 3番、安井議員のご質問にお答えをいたします。

本町でのこの4名の方に対する取り組みができないのはなぜかというようなことだと思いますが、町で持っている、町が発送する文書をまず点字化することがなかなか難しいということが一番でございます。1点ですのでそれです、すみません。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 点字化が難しいということでした。音声化はどうなんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 音声化についてでございますけれども、こちらにつきましても専用の読み取り機、それから録音にする機器等も必要になりますので、現時点ではちょっと難しいというふうな答弁でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） あのですね、今の2つの答弁ですと、点字化の、点字を打つためのプリンターですとか点字の翻訳するための機械がないということ、それから音声化するための読み取り機がないということでしたけれども、これって今のIT技術活用すればですね、点字化するソフトなんてものは無料で配付しているものもありますし、あとは点字のプリンターさえあればそれできると思います。そして、音声化に関してもパソコンの中で完結できるのではないかなと思うんですけれども、読み取りソフトも無料でありますし、それは後で、間違っている部分もありますから、それを修正する作業は必要になると思いますけれども、そういったことの対することで難しいということ、それすら難しいということなんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 点字等の対応でございますけれども、近隣市町村の状況を見ても、今のところまだやられていない町村が多いというふうなことでございます。費用的にどのぐらいかかるのかなどについてはまだちょっと把握していない状況もございますので、先進地等の事例等を把握しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 近隣市町村の動向ということでいつもご答弁されますけれども、いつもと言いました。失礼しました。結構こういうご答弁多いんですね。そうではなくて、町としてそういったものを導入したときにかかる費用とか、そういったものをしっかり検討して進めていっていただきたいと思います。これそんなに難しいことではないんですね、本当、先ほど言ったように無料のソフトもありますし、やろうと思えばできることだと思いますので、ぜひその予算化についても検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

重度障害者の医療費助成制度についてはこれまでもご答弁いただいているとおおり、これをやるということで国庫負担が減額されるということがネックになっているようなことかなと思いますけれども、これが主たる要因なんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

町長の答弁等にございましたとおおり、システム関係の改修の費用、それから国庫補助金等の減額というようなことでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） これもご答弁にありますように、15市町村、県内でもう実施しているところがありまして、棚倉町でも実施しているんですね。そういったことからいって、そういった改修費とか国庫負担の問題もありながら、これをやることによって町民の方の福祉の向上につながるということでやられているんだと思いますので、ぜひその辺は、重度心身障害者の方への負担等も考えて実施の方向で前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移りますが、障害者施策について、これ今の視覚障害者の方だけの問題ではないんです。本当に誰でも生まれたら、病になって老いて死ぬと、これは必ず誰でも避けられないことなんですね。そういった中で、今健康な方でも障害者になるという、こういったことも十分考えられるわけです。そういった方、住民ですよ、そういった方が障害者としていろいろと不便を感じている、そこを解消することで、町内にどんな弱い立場にある人ですとか子供さんですとか、例えば交通とかそういった問題でも事故に遭いやすいとか、そうい

ったことに対してのきちんとした合理的な配慮を求めろということが、この障害者差別解消のための法律であり日野市などでやっている条例です。こういったことをきちんと考えていただいて、これも同じように県内において制定している市町村はないと書かれておりますけれども、ご答弁されておりますけれども、ぜひ先進の事例として矢吹町、ほかの町にも誇れるということからいってもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

今、町長答弁のとおり、県内の事例等々調査しながら検討してまいりたいというふうなことでございます。以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは図書館のことについて移らせていただきますけれども、前回もお答えいただきまして、あえて聞いて申しわけなく思いますけれども、図書館協議会が文化振興審議会に移行しました。この中で、これ図書館に関する意見とかそういったものってこれだけなのというのが正直なところなんです。これ、一体いつの話なんでしょうか。いつごろのお話なんでしょうか。こういった意見が出されているのは。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、氏家康孝君。

〔教育次長兼教育振興課長 氏家康孝君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（氏家康孝君） 3番、安井議員のご質問にお答えをいたします。

この2点につきましては、昨年度と一昨年度です。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 昨年度と一昨年度ということで、それで2件ですよね。平成19年に審議会に統合しているわけです。この中で、図書館に関して触られることはやはり少ないなというのは、図書館に関して専門的に話し合いをする場が必要なのではないかなということを物語っていると思います。検討はいただけるのかどうか分かりませんが、その辺も含めて図書館はやはり図書館だと、運営協議会でということでお考えはないか、改めてお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、氏家康孝君。

〔教育次長兼教育振興課長 氏家康孝君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（氏家康孝君） 3番、安井議員のご質問にお答えをいたします。

新しく複合施設ができます。管理運営方針の中で運営会議というものを設置する予定でございます。各機能

の関係者、関係団体、関係事業者が集まる運営会議を設置する予定です。その下に、図書館であったり中央公民館であったり、あとは子育て機能であったり観光交流機能と4つの機能ございますので、その中でそれぞれ個別に組織化といいますか、答弁の中では意見を聞く機会という表現をしておりますけれども、それが組織になるのか、アンケートになるのか、さまざまな方法はあるかと思っておりますけれども、そのような聞く機会を設置するような方向で考えていきたいというふうにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 残り30秒ですけれども、再質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 意見を聞く機会を持っていただくのはいいんですけれども、やはり図書館の利用者がそこに入っていないといけなかなと思うんです。そのことで、どういう名称になるかはわかりませんが、ぜひ加えていただくようにしていただきたいと思っております。その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、氏家康孝君。

〔教育次長兼教育振興課長 氏家康孝君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（氏家康孝君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど言いました個別の機会におきましては、当然利用者も含めた機会ということですので、その団体あるいはその機会の中には利用者は当然入ってくるものと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は3時55分からお願いします。

（午後 3時42分）

○議長（大木義正君） それでは再開いたします。

（午後 3時55分）

◇ 青山英樹君

○議長（大木義正君） 通告5番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議場の皆様こんにちは。

今定例会最後の一般質問を行いたいと存じます。

早速、通告に従いまして、質問をさせていただきます。大きくは3点ございます。

まず1点目としましては、予想を上回る速さでの人口減少が大きな問題となっております。特に、今までに体験したことのない減少、縮減社会というものを日本人、私どもは初めて迎えるわけでございまして、これが

地方においてもどのような状況になっていくのかというのは非常に心配されるところでございます。

特にこの人口減少におきましては、財政におきまして非常に重要な割合を占める地方交付税というものにおきまして、その基準財政需要額というところに、その計算上、算入される包括算定経費というものがございませぬ。その包括算定経費というものが、人口と面積で割り当てるわけでございますが、その人口部門が10年前には6億円ぐらいの算定がございました。いわゆる交付税としてその必要な地方交付税を計算するのに、6億円という基準財政需要額に算入される金額がございましたが、これが今では4億3,000万円ということで、1億7,000万円減らされてきているということでございます。当然、この金額が減るといふことであれば、地方交付税の算定に関しましても影響が出てきまして、単純に見ればその分だけ交付税額が減ってくるというわけでございます。

また、面積部門でも面積が変わっていないにもかかわらず、平成25年の9,500万円をピークに1,000万円ほど減額、現在は算定されておきまして、これも減額につながり、交付税が減ってくるという一つの要因になっているということでございます。

このように、人口減少が進めば、さらなる交付税の算定におきまして、交付税が減額される原因となってくるわけでございます。特に、この人口減少社会におきまして、このコミュニティと行政のかかわりというような部門におきまして、この財政的なものもございませぬ。特に、財政が厳しくなれば、やはり住民の方々との協働というものが重要な役割を果たしてくるわけございまして、この人口減少下における財政上の縮減にあつて、この地域社会のコミュニティと行政というもののかかわりというものがどのようになっていくのかというのを、まず第1点としてはお尋ねしたいと思っております。

また、財政再建が叫ばれました10年前、平成19年に実質公債比率というものが全国で悪いほうから36位、県内でも3位というようなことで注目を浴びましたが、その当時の地方債の残高が81億近辺だったと思ひます。現在におきましても、81億という一般財源の地方債の残高は変わらないという状況になっております。

このような人口減少社会におきまして、先ほど申し上げました地方交付税等も減額されてきている、そういう中であつて、借金を返済する金額、公債費、これが収入、これからの人口減少社会において入ってくる歳入、収入と返していくお金、これがどのような関係になっていくのか、どのようなかじ取りを町としてやっていくのかをお伺いしたいと思います。

次に、新町西道路に関しましてお尋ねいたします。

これに関しましては、平成14年から平成20年までの間に、ダイニューエイトさんが進出する意向を示されていたかと思ひます。平成18年、民間企業により都市計画法の規定に基づき敷地造成、道路整備を含む店舗建設の開発行為、進出計画の手續が進められましたが、開発者の事情により事業は廃止、また平成19年1月、ダイニューエイトが平成20年度にオープンする旨の計画書が町に提出されているということが、議会の一般質問での答弁で町長並びに担当課課長から発言がありました。事実関係と、後に路線開設となる新町西道路との相関関係はどのようなものであつたのかをお尋ねいたします。

また、平成27年1月8日の県との協議以前には、道路を通せば一体開発とはならないという協議内容は一切なかったのではないのでしょうか。企業誘致と道路新設の関連性をお尋ねいたします。

さらに、ナフコにかかわる仮の進出計画書というものは、その以前に2種類ありまして、まずは手書きの印

鑑のない進出計画書、それを指すのか、それともその後のワープロかパソコン等で書かれた、その計画書をあ
らわすのか、どちらなのかというふうに思うわけでございまして、進出企業というふうに認識したのはどちら
の計画書をもって認識したのかお尋ねいたします。

最後に、寺内集会所についてお尋ねいたします。

寺内集会所の造成工事は、落札率が99.5%の1,760万円で行われましたけれども、今議会の補正予算におい
ておよそ1,000万円の増額補正が計上されております。建設工事に伴う造成工事の手法について、地盤調査等
の有無や今回の増額費用の明細、根拠を、科学的根拠に基づいてその理由をお尋ねするところでございます。

以上、ご説明いただきたくお願いを申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、人口減少社会でのコミュニティと行政のかかわり方についてのおただしであります。本町の人口
動態につきましては、平成27年国勢調査時点では1万7,370人でありましたが、本年10月1日現在では1万
6,969人と、354人減少しております。福島県全体においても同様の傾向が見られ、平成27年国勢調査時点と本
年10月1日現在の人口を比較すると6万9,866人減少し、人口増減率はマイナス3.65%という結果でありまし
た。なお、県内で人口が増加している自治体は2団体のみであり、本町の人口増減率はマイナス2.31%であり
ますが、人口が増加している2団体を除いた県内57市町村中、6番目に人口減少幅が少ない状況であります。

このような状況の中、各行政区内においても地元住民の減少、後継者不足などにより地域行事の減少や活動
の衰退が進んでいることが考えられます。

本町では、行政区、いわゆる地域コミュニティと町がともに地域活動を推進するため、第6次矢吹町まちづ
くり総合計画の基本構想に協働のまちづくりを掲げ、さまざまな政策、施策、事務事業を推進しております。
特に、地域の特色を活かした活動を助成する町独自の制度として、行政区活動支援事業を平成22年度から実施
しており、これまでに49行政区で延べ149事業をサポートしてまいりました。

近年、助成を受けた行政区の中では、行政区のみならず、地域の子供会育成会、消防団、老人クラブも参加
する事例があり、地域が一体となった活動も展開されているところであります。

また、行政区活動の活性化及び行政運営の円滑化を図り、地域の困り事などを行政につなぐことを目的に、
町職員が地域担当職員として支援を行う行政区サポーター制度の試行実施や、各地域における悩みや課題、問
題点などを行政区長同士で情報を共有し、解決に向けて話し合う行政区長意見交換会を開催し、協働のまちづ
くりに関する各事業を推進してまいりました。

議員おただしの人口減少下における行政区とのかかわりにつきましては、協働のまちづくりの理念に掲げる
自助、共助、公助のうち、共助の取り組みを拡大する取り組みとして、行政区の活動を積極的に支援するこれ
らの各事業を引き続き実施しながら、新たに行政区活動支援事業を未実施の行政区などに対し、事業の実施に
向けたサポート、補助メニューの拡大等を行うことなどにより、地域の魅力を高め、人口減少の抑制及び持続
可能な地域コミュニティづくりにつなげてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、歳入減と公債費についてのおただしであります。矢吹町財政再建3カ年計画については、平成19年度から平成21年度を計画期間とし、確かな財政基盤の確立と財政の健全化に努めてまいりました。財政再建3カ年計画の実施以前の平成18年度決算は、健全化判断比率のうち、実質公債費比率は25.1%、一般会計の地方債残高は87億6,996万4,000円でありましたが、実施以降は、平成18年度の地方債残高を超えることなく推移しており、直近となる平成30年度決算は81億9,862万1,000円となっております。

このように、着実に地方債残高の減少を図りながらも、町政運営として東日本大震災からの復旧・復興、そして新生矢吹の発展として、未来を見据えたハード・ソフト両面の投資により、将来に向けたまちづくりを確実に進めているところであります。

また、地方債残高のうち、元利償還金の全額が後年度の基準財政需要額に算入される臨時財政対策債が占める割合では、平成18年度が15億19万1,000円で全体の約17%を占めていたのに対して、平成30年度は31億438万8,000円で約38%を占めております。このことは、地方債残高の減少を図ったことに加え、その内訳として、国の財政措置のある有利な地方債が多く占めるなど好転してきたことにより、平成30年度決算の実質公債費比率は12.5%と改善されております。

今後、少子高齢化や人口減少社会の進行等の影響により、歳入が減少することも想定されますが、町民に寄り添い、住民福祉の向上を目指す基礎的自治体として、主体的なまちづくりの推進を継続していくため、地方債の繰上償還や基金の有効活用等により、引き続き公債費負担の抑制に努めるとともに、国の財政措置の有利な地方債の活用により、将来世代への負担軽減を図ってまいります。

いずれにしましても、次世代に高負担を強いることのない持続可能な財政基盤の確立を目指し、入るをはかって出るを制すの基本的な考えのもと、歳入の確保を徹底するとともに、町民ニーズや社会情勢の見通しを適切に踏まえた上で、事業の優先順位をつけ、限られた財源や資源を必要な分野へ重点化しながら、中長期的な視点でそれぞれの施策や事業のあるべき姿を見据えたまちづくりを推進してまいります。また、政策、事業評価の結果を踏まえたPDCAサイクルの推進による効果の検証や、官民連携手法の積極的な導入、活用など、不断の行財政改革を進めながら、規律ある健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町道新町西線に関するおただしであります。初めに平成29年の6月議会での三村議員への答弁及びさきの6月議会での青山議員の再質問に答弁いたしました内容については、保存しております過去の記録等に基づき答弁したものであります。

次に、新町西エリアと新町西道路の整備につきましては、加藤議員への答弁と重複いたしますが、新町西線は矢吹町の用途地域の南端に位置し、県道棚倉・矢吹線と主要町道新町・弥栄線を結ぶ路線で、国道4号からアクセスがしやすいことから、大型店舗等の進出が見込める地域にあること、道路整備後の宅地開発が見込めることなど、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、また福島県商業まちづくりの推進に関する条例第6条第1項の規定に基づき策定された福島県商業まちづくり基本方針に沿った開発を進めており、その整備効果が高い路線であると認識しております。

本町といたしましては、道路整備を行うことにより、新町西エリアの活性化に資する重要な幹線道路として、また、企業誘致誘導の政策的道路として、将来にわたり有効活用ができる路線であると認識しておりますので、

ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、企業誘致と道路新設についてのおただしであります。平成24年7月に、コメリ、イオンから、新町西エリアに2店舗同時に進出する検討をしており、その当時、福島県商業まちづくり課との事前協議において、個別店舗の面積が6,000平方メートル以内の計画であるとしても、同時出店や敷地が隣接するため一体開発と捉えられ、特定小売商業施設に当たることから開発は難しい状況であるとの相談を企業から受けたところあります。

本町では、当該エリアの開発促進は町の発展にとって非常に重要であること、また、コメリ、イオンに限らず、今後も大型店舗等が進出を計画する際、2社以上での同時開発は十分に想定され、その場合に一体開発と捉えるか否かが重要であると認識し、当初より要件の一つとして道路の協議を重ねてきたところあります。その結果、平成27年1月8日に福島県商業まちづくり課から、開発会社及び設置者が同一でないこと、また店舗ごとに計画や図面を整えることができれば、商業まちづくり条例とは関係なく、立地法にのっとった手続を粛々と踏めることができると認識しており、道路で分断することは別個のものの条件に含まれるとの見解が示されたものであります。

このような経過から、企業誘致、誘導の政策的道路と位置づけ、その整備効果が高いと判断し、議員の皆様にご理解をいただきながら、平成26年度から事業着手している路線であります。

本町といたしましては、道路整備を行うことにより、新町西エリアの活性化に資する重要な幹線道路として、また企業誘致、誘導の政策的道路として、将来にわたり有効活用ができる路線であると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、仮の進出計画書及び進出企業の認識についてのおただしであります。初めに、仮の進出計画書につきましては、平成30年4月11日付で提出された、常務取締役名及び常務取締役の印が押された進出計画書を指すものであります。

次に、進出企業の認識につきましては、当該企業とは平成28年6月6日から、本年7月に正式に進出を断念されるまで4年間の協議を重ねており、その中で本町への進出に大変意欲的な発言が何度もあり、また進出に当たっては、当該企業が商圈を初めとした独自の潜在調査等も行っていたことから、進出の意向を強く持っている企業として認識していたところあります。

新町西エリアは一定規模以上の開発が見込める面積であり、本町全体の発展に資する重要な位置にありますので、今後も町民の利便性向上及び雇用機会の拡大につながるよう、企業誘致により一層努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、寺内集会所の造成工事の手法に関するおただしであります。本造成工事につきましては、寺内行政区役員会での用地選定に関する協議、町による用地交渉、地質調査を行い、役員会での要望を踏まえながら土地造成工事の設計を行ってきたところあります。

本集会所の建設に当たっては、地元住民との合意形成を十分に図りながら事業を推進することにしており、寺内行政区役員の皆様からの土地造成に関する意見や要望は、可能な範囲内で設計に反映させてきたところあります。

なお、令和元年度当初予算の予算額につきましては、用地決定前の概算額であり、土地造成のための特殊的

な要因が反映されておらず、きめ細やかな積算後の計上ではないことをご理解ください。

予算の増額の主な要因といたしましては、1点目に、役員会での強い要望により南側の大部分を切り土にすること及び用地の高低差に対応するための擁壁設置で約474万円。2点目に、用地内の砂利の下の土に含まれる水分が浮き出て、駐車場の用途を果たさないことが見込まれるため、重機による転圧作業で約178万円。3点目に、擁壁設置後に埋め戻す土が水分を多く含んでおり、再利用が難しいことから、新たな埋め戻し用の土の購入で約119万円。4点目に、北側駐車場と集会所の境界にある擁壁の上部にフェンスを設置する予定でしたが、駐車場に停車した車が誤発進し、フェンスからの転落により大事故となるのを防ぐため、転落防止パイプつきガードレールの設置で約53万円。5点目に、のり面からの湧水の発生を踏まえ、地盤により擁壁が不安定になるおそれを解消するための平板載荷試験で約44万円となっております。そのほか、切り土したのり面から湧水が発生し、このまま施工すると集会所の地盤が軟弱になることが懸念されるため、暗渠管を設置することなど、細かい要因を含めまして約985万円の増額となっております。

これらの点につきましては、今後、集会所の維持管理を行う寺内行政区において大きな問題となることが見込まれ、地元住民の皆様にご迷惑をおかけすることが考えられるため、技術的な土木、建築業務のサポートとして、一般財団法人ふくしま市町村支援機構にも助言をいただきながら、工事費を増額しても実施すべき案件であると判断し、今議会の補正予算案として計上したところであります。

地域コミュニティの活動拠点となる地域集会所として、今後も地元住民との合意形成を十分に図りながら、本集会所の建設事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ちなみに時間は何分ありますでしょうか、議長。

○議長（大木義正君） 34分30秒。

○7番（青山英樹君） ありがとうございます。

それでは、質問の内容がちょっと順番が変わるかもしれませんが、先に寺内集会所についてお尋ねいたします。

まず初めに、場所を特定したいのですが、擁壁を設置する場所は、今、現在L字擁壁が入っている西側の外れからその西側にある部分、今、のり面がある部分、こちら左側全体となる部分であるのかの確認をしたいと思います。そこで間違いないでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えします。

青山議員の説明のとおりでございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 現場を見させていただいたんですが、今、実際にL字擁壁が入っているところに関しては右側、この部分には建物が建つということもあろうかと思いますが、今回補正予算として上げてまいりました、今お話しいただきました擁壁を予定しているところに関しましては、駐車場の部分ではないかというふうに思うのですが、確認いたします。このとおりかどうかお答えください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えします。

一部、駐車場がかかるかなというふうに思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 一部駐車場ということは、どのようなことになるのかな、ちょっと想像つかないのですが。建物は建物であり、あとは全部こちらの部分というのは駐車場、または空き地ということの認識でよろしいかどうかお尋ねします。

○議長（大木義正君） じゃ、課長、図面で見てください。時計はとめていますから。

（午後 4時22分）

○議長（大木義正君） 再開します。

（午後 4時24分）

○議長（大木義正君） 再質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今確認しましたが、もう今現在、擁壁は設置されているかと思います。その確認をいたします。お願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えします。

現在、擁壁は設置しているところでございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 予算的に、補正予算でもって上がっていない状況であって、今まで。今回の補正で予算が上がってくるんですが、予算で議会で承認されることなく、もう擁壁ができているということで、そういう状況になるのかと思うんですが、確認いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

[まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇]

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

当初予算で擁壁分は予算計上になってございませんでしたが、15節で議決されている配当の中で調整していただき、契約したというところでございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 意味がちょっと理解できないんですが、原則として総計予算主義という財政運営におきまして、予算を決めてそれからの工事、施工ということになるのではないかと、お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

[まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇]

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

こちら寺内集会所の建設というところで、当初予算の中で工事費、あるいは造成費で議決いただいております。その中で調整していただいたというところでございます。それで今回、建設費のほうに影響が出るということで、補正予算のほうを計上させていただきました。建設工事ですね。集会所の建設です。建築ですね。当初予算の中で工事費、あと造成費、建築工事費と造成費が予算計上になってございます。

○7番（青山英樹君） そして、今回のじゃ、この中で擁壁に関しては、このお金の中で済んでいるということじゃないんですか。

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） そうなんです、この建設費のほうで調整しなければ不足しますので、今回……

○7番（青山英樹君） ちょっと待って。建設費って何の建設費ですか。

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） すみません、建築費です。集会所の上物でございます。

○7番（青山英樹君） これで調整ってことは……

○議長（大木義正君） 一つ一つやってください。

再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 当初予算において工事費、というか、結局造成費だと思うんですけども、工事費というのがよくわからないんですけども、造成費だけではないのか確認いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

[まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇]

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えいたします。

当初予算の予算計上につきましては、集会所の建築工事費と土地の造成工事費でございます。建物部分と、あと造成費ということです。2つございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） そうしますと、造成費の中に擁壁の費用というものは含まれていたのかいないのか、どちらかお答えください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えいたします。

擁壁の分の予算でございますが、当初の段階では用地決定前というところで、擁壁分は含まれておりません。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 造成費の中に含まれていないものが工事されて、今回擁壁が完成しているという状況になっております。そうしますと、そういうことだから、それをつくるとして今回補正で上げたというのが実態ではないのか、予算上の経過ではないのか確認いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問に再確認、もう一度、質問の説明をお願いしたいなど。

○7番（青山英樹君） 要するに、造成費の中で擁壁の費用は認めていなかったもので、今回、擁壁をつくるために補正で計上したという経過じゃないんですかということです。

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えいたします。

今回、擁壁の雨水というのがわかったのが9月6日でございます。それで、9月の補正予算には間に合わなかったということで、今回の補正予算で計上させていただきました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 結論から言いますと、予算が立てられる前に工事が行われてL字擁壁が設置されたという事実であるかどうかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 予算関係の説明ですので、私のほうから説明させていただきたいと思っております。

当初予算工事費につきましては、一本で建築工事と造成工事を含んだ工事費で計上させていただいております。それには、基本的には、当初予算計上時にこれぐらいの額とこれぐらいの額というふうに積算はしますけれども、設計前でありましたので、擁壁がその予算に含まれている含まれていなくて、造成工事で想定される工法で積算しておりました。それをオーバーした分については、当初予算で計上した金額の中から先

行して設計上の造成工事費を契約内容に盛り込んだ。造成工事費に擁壁が入っていたか入っていないかではなくて、擁壁工事は設計した後に必要なものであった。その金額の膨らみについてはもう一方の建築工事、予定しているもの、今後の発注ですけれども、そちらのほうの分の部分を造成工事費で発注しているというところで、金額的な説明をするのと、今回の補正の内容を説明すると、若干違和感があるところは理解できますけれども、そのようなことで、造成工事費になかったL字を議会で認められる前に発注したという認識にはなっていないということをご理解ください。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） その認識が正しいのかどうか非常に問題かなと思うんですが、要するに、造成、当然設計をされると思うんですね。設計の段階でその擁壁というのはなかったんですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

当初、用地が決定していなかったということで、現状に沿った地形の造成工事を考えた予算を計上しておりました。それで、当初、切り土というところで考えておったんですが、用地の選考をしていく中で、擁壁を設置する地形ということで、当初、今でいうお墓の近く、北側の土地というのは予定していなかったのですが、地元の強い要望によりまして、そこも取得したというような経過でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） キツネにつままれているような話で、よく理解ができないんですけども、こういう事業を計画していくときは当然測量から設計して、そしてお金を決めてということだと思うんですが、これがないものが今存在しているわけです。要するに、予算上なかったものが、物があるというのが今の現状なわけです。基本的にいわゆる財政民主主義であり、総計予算主義という原則からいけば、あり得ない行動をとっているのがこの矢吹町の今の財政運営、この件に関していえば、そういう状況ではないのかというふうに思います。どう考えてもこんなことが民間企業でもって当てはまるのかどうか、全く不可解な部分があるんですが、それでも、これは何ら問題ないという、財政予算関係ですから、課長さんの認識は何ら問題ないという認識なんでしょうか、お尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

予算上なかったものということについては、そうではないというふうに私は認識しております。当初予算で計上したのは一般的な造成工事、平場に造成工事をするということで考えて積算した内容ですけれども、状況が変わって、設計をした後に切り土、あるいはそこにL字型が必要になったということで、造成工事そのもの

の総額がふえてきたというところで、今回は説明させていただいていると思います。

もう一方の説明からすると、当初予算で計上した2つの工事費を合わせた分について、造成工事でこれだけかかったから建設工事で不足するので、建設工事について設計した結果この金額になったので、不足のこれだけを説明するという方法もできたのですけれども、まちづくり推進課のほうでは、今回の造成工事費がこれぐらい増額、当初見込んだよりも増額しているというところを説明したくて、このような説明になったというふうに認識をしております。

財政運営上の問題は、建設工事の増額、不足しているので増額しますという説明でもできますので、問題はないというふうに認識しております。ただ、その造成工事費がいつの時期に必要になって、そのことについていつ議会のほうに説明するかというところの時期については、今でよかったのかどうかというところはあるかと思えます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 何と申し上げたらよろしいか、ちょっと信じられない部分があるんですが、ちなみに今回上がりましたこの985万の内容としまして6点ほどございますが、これも実はもう全て終わっている事業じゃないんでしょうか、確認いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えいたします。

工事のやったもの、やっていないものというところで、やっていないものが、4点目の北側駐車場と集会場の境界にあります擁壁のフェンスを設置する予定だったものをガードレールに設置する工事でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 平板載荷試験は行ったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えします。

平板載荷試験は実施してございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） いつ行ったのかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えいたします。

現在手持ちに資料ございませんので、後で資料を提出したいと思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 私のほうで資料請求を行いました。11月5日だったかと思いましたが、行っているのですが、当然このスウェーデン式サウンディング試験、これはいただいてまして、6番、7番の土地に関しては確かにN値から弱いというのはわかるんですが、私が資料を請求した段階で、実はこの試験結果というのは出ていたんじゃないかと思うんですが、それでもいただけなかったのかどうか。一問一答ですから、まず日付としてどうなんでしょうか、私が資料請求した後なのか前なのか、試験を行ったのは前なのか後なのか確認したいのですが、お願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えいたします。

資料につきましては、資料請求前に実施してございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） そうしますと、私が求めた資料は、意図的に出さなかったということなのか、お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午後 4時47分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 4時49分）

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えいたします。

青山議員の請求の資料、地盤強化の資料ということで請求ございましたが、差異化試験につきましては請求ありませんでしたので、提出しませんでした。追加が必要であれば準備しますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 私のあるんですけども、請求した資料の内容、令和元年10月12日の台風19号襲来以前の地盤強度と以後の地盤強度の差異を示す地盤調査の資料を請求しております。何で請求していないんですか、私請求していますよ。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の資料請求の中で地盤強化ということで、台風以前のもので、今回資料の地質調査を提出させていただきました。それで、差異を示す地盤の調査の資料というところでは、資料としてございませんので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） この擁壁に関しまして、当初予定がなかったという答弁いただきました。それが、私の資料いただいた工事打ち合わせ簿についているこれには擁壁のある図面があり、この日付がですよ、測量並び設計が平成31年4月、平成31年5月というふうに記載されているんですよ。これでもってもう擁壁これあるじゃないですか、このL字擁壁平面配列図というの。計画されていたんじゃないですか。

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午後 4時56分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 5時00分）

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えします。

まず、当初予算の編成は1月でございます。当初編成時は、これまでの土地造成工事の実績を踏まえた算出方法で予算を計上しました。平米当たりの単価、あと取得予定面積、あと国交省が示しています建設工事の係数といったところで、当初予算をはじかせていただきました。

それで擁壁の話なんです、擁壁につきましては、4月から設計業者と協議をしております。その際、北側用地と南側用地の高低差が2メートル弱あります。そういった理由から、擁壁の設置が必要であるということで説明がありまして、5月の役員会のほうで擁壁の説明をしまして協議をしたところでございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 用地の交渉の結果確認が2月7日に行われて、レイアウト協議なども2月に行われています。そして、3月27日から5月31日の工期で造成工事測量設計業務委託がされております。そういう中であ

って、今回のこの擁壁というものがこの段階ではなかったと、擁壁を立てるということを、計画はなかったということですが、2メートルの段差があるというところにおいて、なぜ擁壁になったのかお尋ねいたします。間知ブロックという手もありますし、あるいはのり面に関しては建築基準法で2メートル以下であれば、角度的にも何も無い場合には30度という建築基準法の決まりもあるでしょうけれども、そういう部分での選択肢、当然、経費的なこともございます、なぜL字擁壁となったのかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えします。

まず1点目は、地元の要望が強かったというところでございます。それともう1点、業者からのアドバイスというところで助言をいただいております。設計業者のほうから助言いただいております。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 経費、費用としては、安いといえますか、なるべく費用をかけずにとこのような観点での選択はなかったのか確認します。お願いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えいたします。

町は当初、造成工事に余りお金をかけないように地形に合った形で対応したいなというふうに考えてございました。それで、当初は切り土というところで検討させていただきました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） この補正予算におきましては、730万円の起債をするということだと思いますが、それに間違いはないか確認します。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、地域活動推進費で想定しまして、その内訳につきましては、730万円の地方債を当てる内訳とさせていただきます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） この寺内集会所に関しましては、そもそもが県道の移転というような補償の対象かと思

うんですけれども、この730万の起債プラス一般財源等におきましての、県からの補填というのはあるのかな
いのかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

寺内地区の農業拠点施設の物件移転補償費でございますが、土地と物件合わせまして4,876万というような
額でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 私が今お尋ねしたのは総額の費用ではなくて、県のいわゆる移転賠償に値するものです
から、今回補正で上がる部分、730万の起債とその他の250万ぐらい、一般財源になるかと思うんですが、それ
に関しての県のほうからの賠償というものがあるのかないのかを確認したいということでお尋ねしました。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えいたします。

物件移転補償費につきましては、建物に幾ら、今の物件と土地代というところでの補償費になりますので、
全体で捉えた数字で来ますので、これに幾ら、今回の造成費に幾らというふうなところは、全体で、トータル
で考えていただければなというふうに思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは言い方を変えますが、730万円の地方債起債は町としての自腹になるのかどう
かという、持ち出しになるのかどうかということをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

今、まちづくり推進課長が申し上げた補償費以外の分については、全て町で持ち出しの財源になります。
以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 730万円の起債に関して町の持ち出しというふうになるのかというふうにお尋ねいたし
ました。730万円は町の持ち出しということでよろしいのかご確認します。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

現時点では総事業費8,300万円程度かかる予定であります。そのうち、先ほどまちづくり推進課長が申し上げた金額以外については、起債、一般財源含めて町の持ち出しというふうに認識しております。ただ、今時点で確認できないんですけれども、一般的な起債であるのか、後日交付税で措置されるものが含まれているのか、それをちょっと確認できないので、後ほどわかりましたらお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） もう1点ほどお尋ねします。

擁壁のところに車の落下防止のツインフェンスになりますか、パイプつきのフェンスを建てるということでございます。これはある意味過剰ではないかというご指摘もございまして。要するに、車が加速なり、40キロ、60キロのスピードで突っ込むようなおそれがあるのであれば、ツインのフェンスでもよろしいでしょうけれども、そのようなことが想定されるような場所ではないので、余り過剰な設備を投資して経費を上げていけないのではないのかなど、今、ただいま財政的な話も聞きましたし、そこはなぜパイプつきのガードレールでなければならないのかを確認いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えいたします。

もう一度ガードレールの設置というところにつきましては、設計業者と相談したいと思います。

○議長（大木義正君） 以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（大木義正君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認めます。

これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第61号から議案第65号までについては、6名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第60号については、6名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これ

に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、第1 予算特別委員会、第2 予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

ただいま配付しました第416回吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

議案第51号から議案第59号までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

次に、11月20日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（大木義正君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午後 5時19分)

令和元年 12 月 9 日（月曜日）

（第 3 号）

令和元年第416回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年12月9日(月曜日)午後1時開議

日程第 1 議案第51号・第52号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第53号・第59号

陳情第 7号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号

審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第60号

審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 5 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 発議第 5号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書(案)

日程第 7 閉会中の継続調査の申出書について

日程第 8 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	一	君
3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君
5番						6番	鈴	木	一	夫	君
7番	青	山	英	樹	君	8番	鈴	木	隆	司	君
9番	栗	崎	千	代	松	君	10番	熊	田	宏	君
11番	吉	田		伸	君	12番	藤	井	精	七	君
13番	角	田	秀	明	君	14番	大	木	義	正	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長野崎吉郎君	副町長	藤田忠晴君
教育長	栗林正樹君	企画総務課長	阿部正人君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤豊君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	氏家康孝君	子育て支援 課長	国井淳一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大木義正君） それでは、去る12月2日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第51号、第52号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第1、これより議案第51号、第52号、第54号、第55号、第56号、第57号及び第58号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、第416回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第51号、第52号、第54号、第55号、第56号、第57号及び第58号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第51号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例。

本案は、本年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、関係条例について整備を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 令和元年台風第19号における豪雨被害に係る被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例。

本案は、台風第19号における豪雨災害の被災者に対し、地方税法第323条等の規定に基づき、被災者の生活再建支援策の一つとして、各税において被害の程度に応じ、被災した日以降に納期限が到来する税額について、本条例を制定し、減免措置を講ずるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 矢吹町図書館の指定管理者の指定の期間の延長について。

本案は、令和2年3月で指定期間が満了する図書館について、令和2年10月の開館に向け、複合施設の建設が進められており、図書館移転に伴う事前準備及び移転後の作業について短期間で効率的に行うため、これまで図書館の管理運営を行い、蔵書内容や配架等を熟知している現在の指定管理者である特定非営利活動法人、ふれっしゅ・すてーじの指定期間を令和2年9月まで6カ月延長するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定について。

本案は、令和2年3月で指定期間が満了する文化センターについて、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、公募を行い、選定委員会で選定された特定非営利活動法人、地域おこし夢クラブを指定管理者として指定するものであります。

討論に入り、安井委員から、文化センターの業務は鍵の管理等の簡単な業務だけではなく、町の関与度を高めていくことが必要であることから反対する意見があり、一方栗崎委員から、利用者の立場から見て、現在の指定管理者制度及び指定管理者に対する懸念を抱いたことはないため、また吉田委員から、都市レベルの交響楽団公演を招致するなど、努力していると認められるため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定について。

本案は、令和2年3月で指定期間が満了するふるさとの森芸術村について、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第2条の規定に基づき公募を行い、選定委員会で選定された特定非営利活動法人、地域おこし夢クラブを指定管理者として指定するものであります。

討論に入り、安井委員から、絵の展示やイベントなど、町の文化を扱うため、町の関与度を高めていくことが必要であることから反対する意見があり、一方栗崎委員から、文化芸術という難しい分野に対し、問題なく取り組んでおり評価できると判断されるため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定について。

本案は、令和2年3月で指定期間が満了する矢吹球場、町営相撲場、大池球場、大池キャンプ場の4施設について、これまで良好な業務実績がある公益社団法人、矢吹町シルバー人材センターと協定書を取り交わすことにより地域の人材活用が図られ、体育施設の安定した行政サービスの提供が期待できることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定により、非公募とし、指定管理者として指定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定について。

本案は、令和2年3月で指定期間が満了する勤労者体育館、町民テニスコートの2施設について、これまで良好な業務実績がある公益社団法人、矢吹町シルバー人材センターと協定書を取り交わすことにより地域の人材活用を図られ、体育施設の安定した行政サービスの提供が期待できることから、矢吹町公の施設に係る指定

管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定により、非公募とし、指定管理者として指定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務教育常任委員会の審査結果報告を以上のとおり報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

○11番（吉田 伸君） いいですか、では、55号のとき、私は委員長にお願いした。委員長の発言について、私は苦言を呈したもので、その苦言の調査をするというふうな話をしたんですけども、それ以降のこの本会議に入っていますので、質問内容について委員長として調査したのか何か、それを伺いたいと思います。委員長はわかるでしょうから、意味が。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 委員長一任でありましたので、私の考えにおいて調査する必要がないと認めて、それ以降の調査はしておりません。

○11番（吉田 伸君） わかりました。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） それでは、議案第55号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定について及び議案第56号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定についてに、反対の立場で討論をさせていただきます。

文化センターとふるさとの森芸術村は言うまでもなく公の施設であります。公の施設といいますのは、地方自治法第244条第1項で、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するために設ける施設とされております。このことから、両施設とも町の福祉策を担い、さらには住民の学習や文化の向上に資する重要な施設であると言えます。このような施設の運営管理に当たっては、単に公園や体育施設の鍵の管理、清掃、予約業務などとは違って、町による直接の企画管理運営が必要と私は考えます。

よって、両施設の指定管理者の指定は見直すべきと考え、反対の討論とさせていただきます。

同僚議員のご賛同をお願い申し上げまして、討論を終わらせていただきます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

11番。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 私は、議案第55号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

今議会で提案されている団体については、平成20年度に指定管理者制度がスタートしてから、長年にわたり矢吹町文化センターの運営に携わっており、日ごろの管理運営もさることながら、自主運営事業として大変貢献しております。催し物も多彩にわたり、独自にいろいろな行事をして策定しており、今年度も私は、山形交響楽団を矢吹町文化センターでやるということを知りましたもので、山響はご承知の方もおと思いますけれども、福島市や郡山市で、ああいう福島県でも大きな市でやるような交響楽団であります。それをどういうふうな人脈を使ったかはわかりませんが、それは運営ですから主催者の努力だと思いますけれども、この矢吹町で山響のコンサートが、町民が聞けるのかと、それだけでも先ほど同じような理屈を言いましたけれども、実行する能力があるということに私は感銘いたしました。

こういう町の運営で、文化センター並びに町民会館等がありますけれども、私の記憶の中で同じレベルの方で、町村でこういう話は聞いたことはありません。そういう企画力や交渉力並びに町民のレベルを上げてくれるような団体であるということが高く評価しております。そして、矢吹町の町民の文化とか、そういうものを現実に企画できる団体と私は私なりに評価しております。よりこの団体がこの先も、一番大事なところはここですから、施設ではありません、中身です。文化センターがあっても、中の事業並びに企画力がなければ評価は薄いものになると思います。

以上、私の賛成討論でございますが、議員の皆さんのご協力とご賛同をお願いしたいと思います。賛成討論といたします。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第51号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第52号 令和元年台風第19号における豪雨被害に係る被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第54号 矢吹町図書館の指定管理者の指定の期間の延長についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第55号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（大木義正君） 起立少数であります。

よって、議案第55号は否決されました。

これより議案第56号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（大木義正君） 起立少数であります。

よって、議案第56号は否決されました。

これより議案第57号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第58号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第53号、第59号、陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第2、これより議案第53号、第59号及び陳情第7号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 傍聴席の皆様、ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

それでは、第416回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から8までは記載のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

9、審査結果。

当委員会に付託されました議案第53号、第59号及び陳情第7号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第53号 区域外道路の路線認定の承諾について。

本案は、天栄村で整備をした道路の一部が本町の区域内であるため、当該道路を村道路線に認定することについて天栄村長から承諾を求められたので、道路法第8条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号 矢吹町都市公園等の指定管理者の指定について。

本案は、中町ポケットパークを除く12の公園について、令和2年3月で指定期間が満了することから、令和2年度からの指定管理者の指定について提案するものであります。指定管理者として、これまでの良好な業務実績及び地域性を考慮し、大林公園を第1区行政区、大池公園、小池公園、ひまわり公園及び三十三観音史跡公園を第2区行政区、新町公園を矢吹町第3区公園を守る会、小松公園及び赤沢中央公園を公益社団法人、矢吹町シルバー人材センター、田内公園を田内行政区、三城目学校山公園及び三角点公園を三城目行政区、神田公園を神田行政区と協定書を取り交わすことにより、安定した行政サービスの提供が期待できることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定により、非公募とし、それぞれ指定管理者に指定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情第7号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情。

本件は、医療・介護の深刻な人員不足を解消するため、看護師及び介護従事者について全国を適用とした最低賃金、いわゆる特定最賃を新設し、賃金の地域間格差の解消と底上げを図る旨、地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係者に意見書を提出することについての陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 議案第59号の都市公園の指定管理料についての質問はありましたか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業民生常任委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） ただいまの質問にお答えをいたします。

ありませんでした。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは、私は、議案第59号 矢吹町都市公園等の指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。

これは全部一巡に議案として上がっておりますので、特に、第2行政区の管理であります大池公園について反対をするものであります。

〔発言する者あり〕

○4番（加藤宏樹君） だめか。

〔発言する者あり〕

○4番（加藤宏樹君） 都市公園だよ、図書館ではないよ。59号を反対の立場で討論します。

大池公園に関しては、前々回はシルバー人材の指定管理ということでございましたが、いきさつはわかりませんが、第2行政区ということで指定管理がなされております。ただ、その実態は、管理運営に関してはほぼシルバー人材センターやほかの業者によって行われていると。2行政区が100%管理をしているというふうには思えませんので、この2行政区の指定が単にトンネル、中継ぎとしてあるのであれば、最初からシルバー人材さんをお願いしたほうがいいのかということで反対をいたします。

議員の皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。そして、傍聴席の皆さん、こんにちは。

討論に入る前に、まず、さきの台風19号で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、被災された皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧をご祈念申し上げます。

私は、議案第59号 矢吹町都市公園等の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

今までも実績がある行政区がほとんどであり、今回も町で指定をしていると。指定管理を任せただけで、どういう管理をするかは、その受託者に委ねられるものでありますので、どういう方法であろうとも受けた方の責任でやっているということだと思っておりますので、問題なしというふうに思いますので賛成いたします。

議員の皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 区域外道路の路線認定の承諾についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第59号 矢吹町都市公園等の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第7号 看護師と介護従事者の特定最賃の新設を求める陳情を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第61号、第62号、第63号、第64号、第65号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案第61号、第62号、第63号、第64号及び第65号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 第一予算特別委員会審査報告書。

第416回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

審査結果。

当委員会に付託されました議案第61号、第62号、第63号、第64号及び第65号の審査結果は、次のとおりです。
議案第61号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ31万4,000円を追加し、総額を18億7,948万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金31万4,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費31万4,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ100万円を追加し、総額を3億995万2,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、町債100万円を増額するものであります。

歳出の内容は、事業費100万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,129万2,000円を追加し、総額を15億720万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料1,188万7,000円、国庫支出金1,158万1,000円、支払基金交付金1,361万8,000円、県負担金704万3,000円、繰入金716万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費86万円、保険給付費4,607万2,000円、地域支援事業費436万円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号 令和元年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ349万6,000円を追加し、総額を1億7,767万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料339万8,000円、繰越金29万5,000円をそれぞれ増額し、諸収入19万7,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金369万3,000円を増額し、諸支出金19万7,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）。

本案は、収益的収入について、既定の額に270万円を追加し、収入予算総額を4億685万5,000円とするものであります。

収入の内容については、営業収益140万円、営業外収益130万円を増額するものであります。

また、収益的支出について、既定の額に317万5,000円を追加し、支出予算総額を4億3,617万6,000円とするものであります。

支出の内容については、営業費用317万5,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり第一予算特別委員会審査報告といたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第61号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第62号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第64号 令和元年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第65号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。
お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第60号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第4、これより議案第60号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

第二予算特別委員会より報告させていただきます。

第416回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託をされました案件につきまして審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から6番までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第60号の審査結果は次のとおりであります。

議案第60号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億9,873万5,000円を追加し、総額を106億6,655万7,000円とするとともに、債務負担行為の追加及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税1,637万8,000円、地方交付税1億5,671万3,000円、国庫支出金1億2,515万9,000円、県支出金2,074万円、繰入金3,820万円、町債1億4,060万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が地域集会所整備事業等により1,834万3,000円、民生費が保育園業務運営費等により7,666万1,000円、農林水産事業費が産地パワーアップ事業により1,205万4,000円、商工費が企業誘致促進事業等により1,254万9,000円、土木費が町道管理事業等により1,800万2,000円、教育費が複合施設整備運営事業等により1億4,991万5,000円、災害復旧費が台風被害に係る土木施設災害復旧事業等により2億1,040万円、それぞれ増額するものであります。

討論に入り、加藤委員から寺内集会所の件について、当初の計画から変更があった場合その段階で補正することが可能であったし、地盤調査の信頼性も担保されていないなど、内容が不透明で整合性のとれない部分があり、疑義が大きいことから反対する意見があり、鈴木一夫委員から、建設費の不足による当該事業費の補正であると理解したため、また熊田委員から、一般質問の際に疑問があった点が、今回の予算特別委員会において解明され理解ができたため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

以上で、第二予算特別委員会の報告といたします。

○議長（大木義正君） 傍聴されている皆さんに、改めてお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくか、電源をお切りくださるようお願い申し上げます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

○11番（吉田 伸君） 委員長にお伺いいたします。今回この寺内集会所の件で、質疑の中で、これは県道須賀川・矢吹線でございます。そのバイパス工事に関連した町道、公民館がその中に入るもので、よって公民館が関係するということで、この町の事業ではありますけれども、県の事業であります、補助金が入っております。

よって、9月に、いいですか、委員長。お伺いしますけれども、そういう意見が出たか、そういう意見とか、この議会で国の公金が入っている新町線の反対しております。よって、私はそのとき言いました。臨時議会では、入ってこないと。 たらば委員長は私に言いました。臨時会でするでしょうと。いや、いいんだと、もう 。大事なことだ。私はそんなことを言っているのではないと、12月議会でもこれ、大変なことになるので……

〔発言する者あり〕

○11番（吉田 伸君） いや、何だ 議場だ 俺は、ふざけるのではないぞ……

○議長（大木義正君） 静粛に願います。吉田委員、なるべく……

○11番（吉田 伸君） いや、適切にやるから。感情的にやるものではないということ……

○議長（大木義正君） 委員長報告についての……

○11番（吉田 伸君） よって、その中で大切なのは、県の助成金をどうするんだという心配を言った委員が委員会であるのかないのか、それをお聞きしたいと思っている。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

第二予算特別委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） ただいまの質問にお答えをいたします。

第二予算特別委員会の中では、助成金等の……

〔「補助金」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木隆司君） 補助金等の話は出てきませんでした。

○議長（大木義正君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、議案第60号について質疑をさせていただきます。

ただいまの同僚議員の質問に関連いたします。寺内集会所に関する補正予算の内容に関しまして、その工事内容、今回の補正内容にありますL字擁壁設置に関しての追加補正ということになっておりますが、当初切り土での工事完成予定だったはずでございますが、それがL字擁壁の設置になった、そのようになった経緯の説

明はどのようなものであったのかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

第二予算特別委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） お答えいたします。

議員から、そのような質問はございませんでした。

〔発言する者あり〕

○議長（大木義正君） お静かに願います。

〔発言する者あり〕

○議長（大木義正君） 静粛に願います。

ほかにございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 年度当初の当初予算が重立った経費として5,235万あたりだったのでしょうか、5,200万ではないかと思いました。それが一般質問においては8,300万円を見込まれるということになったわけでごいまして、およそ3,000万円を超える金額になったことに対する説明はありましたでしょうか、お尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

第二予算特別委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 台風により水が流れた等々、それから地元の要望があった等々との説明がありました。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

7番。

○議長（大木義正君） ちょっと、議場、お静かに願います。

○7番（青山英樹君） 県からの物件移転費用ということで4,876万円をいただくような形になるかと思いますが、そうしますと8,300万円のいわゆる見込みとなりますと、大方三千幾らかの、何万円かの持ち出しとなりますが、その旨の内訳、説明等はあったかどうかお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

第二予算特別委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 予算委員会の中では、そのような質問はありませんでした。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

〔「委員長報告が否決なものですから賛成が先になります」と呼ぶ者あり〕

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 私は、議案第60号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

今般の台風19号に伴う記録的な豪雨、河川の氾濫、土砂災害などにより、本町においても甚大な被害の発生が報告されております。先ほども台風19号の被害に関連し、税の減免に関する条例制定が議案第52号で可決されました。今回の補正予算は、災害復旧事業の推進として被害を受けた道路などの土木施設や都市公園などの都市施設について激甚災害指定に基づき、国からの財政措置を受けながら災害復旧に取り組んでいくものであり、早期復旧へ向けて、極めて緊急性の高い事業であります。台風災害からの一日も早い復旧に取り組んでいくべきだというふうに思います。

また、寺内地区集会所敷地造成工事につきましては、当初予算の時点で概算予算であり、このような予算の組み方は以前も矢吹町中学校建設のときにあったというふうに記憶しておりますが、寺内地区住民の要望を聞き入れることで、集会所を利用する際の安全性や利便性を考えた予算執行がされていると確認できることや造成工事費の増額により、今後、建設工事費に影響が及び、寺内地区集会所の建設工事の完成時期が遅くなることで、寺内地区住民に不安を招く事態が生じることが考えられます。今回の補正予算は、建築工事費に不足が生じるための補正予算額と理解できる案件と考えますので、今後の寺内地区集会所の早期の完成へ向け、必要な予算であります。

以上のことから、本案に賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議案第60号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）に関しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

多様な事業が予算の中には入っておりますが、その中の寺内集会所の建設に関しましての補正986万円が計上されております。この寺内集会所の建設、造成に関しましての事業に関しましては、まず当初5,200万円の当初予算であったわけですが、一般質問の答弁などにより8,300円にも及ぶ事業費が見込まれているということで60%……

〔「8,300円ではない」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） 8,300万円。失礼しました、訂正いたします。

ということで、60%の増加ということで、これは予算執行上看過できない上昇率ということで、これに関しましては疑義が生じているということでございます。また、補正額986万のうちの95%の工事は完了しております。それが工事が完了し、ものが完成しているものに関して、12月、いわゆる後づけのように補正で上がってくること自体が、これは予算の編成における、いわゆる事前議決に関しては問題があるのではないかとこの点がございます。

そしてまた、このL字擁壁に関しましては、当初は切り土のままであった予定かと存じますが、L字擁壁に関しましては、どのような経過をもってL字擁壁となったのか。いわゆるブロック積みでもよかったのではないか、そのような選択、いわゆる見積もり等がなされていなかったのではないかという疑義がございます。特に、予算編成執行に疑義が生じていると言わざるを得ません。

地方自治法210条に関しましては、総計予算主義の原則がございます。また、歳入予算は、単に収入の見積もりですが、歳出予算は見積もりであると同時に、支出限度や内容を制限する拘束力を持ったものでございます。これらから、地方自治法第211条第1項においては、予算は一定期間の始期以前に議会の議決を経なければならないとする予算の事前議決の原則、また同条地方自治法第219条第2項では、広く一般に予算を公表することとしております。

さらに、地方財政法第3条第1項では、地方自治体は法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならないとし、また第2項で、地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算計上しなければならないと規定しております。

60%もの予算増となるような今回の財務執行等に関しましては、これら法令の趣旨や目的に適合しているのか疑義が生じていることから、第60号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算に関しまして反対をするところでございます。

同僚議員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

11番。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 私は、議案第60号の寺内地区集会所の建築について賛成の立場で討論いたします。

この中には、寺内地区の人も入っております。先ほど質疑の中で、委員長に聞いておきましたけれども、この道路は県道でございます、バイパス工事です。私も隣の部落の平鉢ですから、当時、個人名はいろいろありますので出しませんけれども、地区を代表して寺内地区の人たちとある議員の方に、県議会議員です、お願いした覚えがあります。それから約二十何年、恐らくたっていると思います。皆さんは、この議場で、先ほど同僚議員がおっしゃいましたけれども、あそこは通学道路でございます、何回も事故を起こしております。ブロック塀にぶつかって、交通事故の多いところですからよく現状を考えてください。そういうところに、ようやく地権者の同意をもらって、この同意を、私はそこに入っておりますからわかっております。計画路線を発表してから十何年たっております。ようやく土地買収になって、ここまできました。

私は、私の信条を皆さんに聞いていただきたいと思っております。学校の建設とか、公民館とか、そういうものは、地域住民方の安心と安全並びに公平性を得る場所ですから、おおむねの事態においては、その地域の要望に応えるべきだと思っております。これが矢吹町の発展につながるものだと、また、生活の安定につながるものだと思っております。

ですから、一緒にゼロから要望を出すと、ここまでくるのに二十何年かかっております。今回、もちろん県道ですから、県の事業ですけれども補助金が先ほどおっしゃったとおり入っております。それをこの議会で蹴

る必要があるでしょうか。我々も、傍聴者も聞いておりましたら二十何年もかかって、ようやく何とかなるだろうという地域の人たちの願いをなぜ先ほどのような形で蹴らなければならないんですか。私は、その私に関係ない地域のも9月議会もありました。これも国の交付金でした。なぜ数字の羅列で、わからないことですが、私は、国のせつかく、ちょっと話が長くなりますけれども言わせてください。

○議長（大木義正君） 吉田議員、簡潔にお願いします。

○11番（吉田 伸君） いや、そんなことわかっているんだ。大事なことから言っているの。

だから、皆さんのもっと考えた、議員、議会の手続をしてくれませんか。

〔発言する者あり〕

○11番（吉田 伸君） そう言われれば、それ、では、そういうことで、私は地域の皆さんの願いを聞いて、恐らくこれが本会議で決まればがっかりすると思いますので、できれば議員の皆さんにさせていただきたいと思います。

以上で、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） 私は、議案第60号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算の原案に反対の立場で討論をいたします。

私は、委員会でさまざまな質問をいたしました。まず、この寺内集会所、5,200万から増額になって、最終的には8,000万になるであろうということですが、途中で設計変更がなされております。当初、切り土の予定だったものがL型擁壁に変わったと。通常フェンスがツインパイプのガードレールという強固なものに変わっております。それは業者からの提案、寺内住民の要望ではなくて業者からの提案であり、ツインパイプガードレールに関しては町からの提案でございます。

町の説明は、住民の安心・安全のため、最近、高齢者のドライバーが踏み間違えて万が一落っこったりしたら大変だということで、強固なガードレールというのに提案をしたという委員会での説明を受けております。ましてや、今回補正予算に上がった金額は、途中で幾らでも9月議会もあったし、報告できたのではないかと。常日ごろから議会に対して、迅速に、丁寧に今後はやりますと言っておりましたが、いつまでたっても土壇場でしか出てきません。これは議会を軽視しておりますし、我々議員を蔑視しているというふうに思われても仕方ないと思います。

よって、もうこの案件に関しては疑義が多にあるという観点から反対をいたします。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第60号、12月の補正予算に反対の立場で討論をいたします。

経過を見ますと、12月議会招集がありまして、12月2日にそれぞれ説明を受けておりますが、そういった中で、当初は定例会の提出議案ということで、地域集会所整備事業、寺内集会所用地造成工事として985万9,000円を計上するというような説明で来ておりました。それで、議会が始まりして、4日目に一般質問がありまして、その一般質問の中でも、やはり寺内集会所の造成工事の説明で終わったわけなんですけど、明るく次の日の委員会、5日目でございますが、5日目の委員会では、委員会の冒頭に、これは建築、上物の建物の建築予算の不足分だというような説明がなされたわけでありまして。

私は、当初、造成工事ならやむを得ないというふうな形で おったわけですが、前日の一般質問の中で、造成工事が終わっている予算だと、それも95%。980万の中で50万のガードレールをつければもう事業が完成するような状況になっているというふうなことの中で、そういった説明で、議会が始まって4日目まで中止して、5日目に、冒頭にその内容をそういった内容ですと口頭で説明をされました。資料等は一切出されておられません。そういった中で、この寺内集会所の内容について非常に中身がわからない。そして、説明もまるっきり造成工事なのか、それとも建築工事の不足分なのかということを理解するにも資料がなさ過ぎます。

そういった中で、私はこの12月の補正予算、非常に重要な内容も含まれている補正予算でございますが、この議案が寺内集会所の私どもに渡っている議案の内容では、寺内集会所用地造成工事の予算というふうな予算になっております。この予算は、工事が済んでいるような状況の中での予算でございますので、賛成はできないということで反対をいたします。

議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員会報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。

本案は……間違いないようにお願いします。

〔発言する者あり〕

○議長（大木義正君） ゆっくり、では、もう一回説明します。原案について採決しますから。

本案を原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（大木義正君） 起立少数。

よって、議案第60号は否決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続きその取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

再開は2時40分……（録音漏れ）……

(午後 2時25分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 2時53分)

◎日程の追加

○議長（大木義正君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。大変ご苦勞さまでございます。

議会運営委員会より報告をいたします。

会期中に、町長から議案1件、議員から発議1件の追加議案が提出されました。

また、議会運営委員会から閉会中の継続審査並びに議員の派遣の申出がありました。

この取り扱いについて企画総務課長並びに議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、お手元に配付の議事日程追加のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議とすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願い申し上げまして、よろしく審議のほどお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（大木義正君） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、手元の配付資料のとおりであります。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第5、これより議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴者の皆様には、傍聴まことにありがとうございます。

それでは、説明させていただきます。

議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は職員給与につい

て、民間給与水準との均衡を図るため、若年層職員の給料月額及び職員の勤勉手当の引き上げに関する条例改正案であります。

本年10月の県人事委員会勧告では、過去1年間の福島県内の官民給与の調査結果をもとに、給料について民間の水準を0.06%下回ったことから、給料表について民間との間に相当の差が生じている若年層に重点を置いた改定を行い、また、勤勉手当についても民間の支給水準に見合うよう、年間0.05月分引き上げる旨の勧告が行われたところであります。

県人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、適正な処遇を確保するために設けられております。

本提案は当該勧告を踏まえ、給料表は若年層に重点を置き、平均0.06%引き上げを行い、平成31年4月1日に遡及して適用し、また、勤勉手当については年間支給月数を0.05月分引き上げ、令和元年度12月支給月数を0.925月から0.975月に引き上げるものであります。

なお、令和2年度以降の勤勉手当については、年間0.05月分の引き上げに伴い、6月、12月の支給月数をそれぞれ0.95月とし、令和2年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第6、これより発議第5号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） それでは、説明をさせていただきます。

発議第5号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書(案)についてありますが、本案は看護師、介護従事者の賃金底上げなど、処遇の改善で人材を確保し、安全・安心の医療・介護体制を築くため、看護師及び介護従事者について全国を適用対象とした最低賃金、いわゆる特定最賃を新設し、賃金の地域間格差の解消と底上げを図るため、地方自治法第99条の規定により政府関係機関に対して意見書を提出するものであります。

以上で趣旨の説明とさせていただきます。

○議長(大木義正君) これより発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大木義正君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大木義正君) 討論なしと認め、これにて討論は終結します。

お諮りします。発議第5号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長(大木義正君) 日程第7、これより閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長(大木義正君) 日程第8、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎町長挨拶

○議長（大木義正君） これにて本日の議案審議は全部終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 第416回矢吹町議会定例会最終日に、大木議長を初め、議員の皆様にご理解を賜り、発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案が皆様のご理解のもと、一部の議案を除き可決いただきましたこと改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、発言をお願いしたのは、私ごとではありますが、議会開会前の全員協議会においても発言させていただいたとおり、今議会が最後の議会となりました。さて、振り返りますと、4期16年の間には、苦しいこともうれしいことも楽しいことも、たくさんの思い出があります。そうした意味では長くもあり、短くもあった、そんな16年間であります。私自身やり残したことがないわけではありませんが悔いはございません。このことは、町政のかじ取り役という重責を担わせていただく中、常に全身全霊を傾けてきた結果であると感じております。

今後も地方を取り巻く状況は厳しさを増すことが予想されますが、本町が先人から引き継ぐ開拓精神をもってすれば、いかなる難局をも乗り越え、未来永劫に発展し続けることができると確信しております。今後、一町民となりましても変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の発言とさせていただきます。

長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 野崎町長におかれましては、4期16年にわたり町民福祉の向上と町政の発展にご尽力をいただきまして、まことにありがとうございます。町議会を代表いたしまして、深く感謝を申し上げます。これからも健康に留意されましてお元気にお過ごしいただき、町発展にご協力をいただきますようお願い申し上げます。感謝の言葉といたします。

ありがとうございました。

○町長（野崎吉郎君） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣言

○議長（大木義正君） 以上で本定例会の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力を願います。

これにて第416回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後 3時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 3 月 9 日

議 長 大木 義正

署 名 議 員 鈴木 隆司

署 名 議 員 栗崎 千代松

